

令和2年度

修士論文

中国・内モンゴル自治区における歴史文化名鎮名村保護の展開と手法に関する研究

指導教員 浅野 聡教授

三重大学大学院工学研究科

建築学専攻

QINGDAGAN

第1章 研究の枠組み

- 1-1 研究の背景
- 1-2 研究の目的
- 1-3 研究の構成
- 1-4 既往研究の整理
 - 1-4-1 日本の既往研究の整理
 - 1-4-2 中国における既往研究の動向と私の研究の位置付け
- 1-5 用語の定義

第2章 中国の歴史的環境保全と歴史文化名鎮名村について

- 2-1 中国の歴史的環境保全の概要
 - 2-1-1 中国の行政組織の概要と名鎮名村の保護との関係
 - 2-1-2 名鎮名村保護制度に関連する中国の法令の種類
 - 2-1-3 歴史的環境保全制度の展開
- 2-2 歴史文化名鎮名村保全の位置づけ
 - 2-2-1 名鎮名村の概念
 - 2-2-2 名鎮名村の指定
- 2-3 中国の歴史的環境保全の成果と課題

第3章 中国内モンゴル自治区の歴史的環境保全について

- 3-1 内モンゴル自治区について
- 3-2 内モンゴルの歴史的環境保全の概要
 - 3-2-1 歴史的環境保全の展開
 - 3-2-2 歴史文化名鎮名村の現状
- 3-3 小括

第4章 内モンゴル自治区における歴史文化名鎮名村保護の手法について

- 4-1 内モンゴル自治区歴史文化名鎮名村保護制度について
 - 4-1-1 物質文化遺産に関する条例
 - 4-1-2 非物質文化遺産に関する条例
- 4-2 内モンゴル自治区歴史文化名鎮名村保護計画について
 - 4-2-1 保護計画の策定期間
 - 4-2-2 保護計画の策定機関
 - 4-2-3 保護計画の内容
 - 4-2-4 保護範囲を定める方法

4-2-5 都市計画と保護計画の関係

4-2-6 保護計画の審査

第5章 中国内モンゴル自治区の名鎮名村のケーススタディーについて

5-1 王爺府鎮について

5-1-1 王爺府鎮の概要

5-1-2 王爺府鎮の文化遺産

5-1-3 王爺府鎮の保護計画

5-2 ドロンノール歴史文化名鎮について

5-2-1 ドロンノール鎮の概要

5-2-2 ドロンノール鎮の文化遺産

5-2-3 ドロンノール鎮の保護計画

5-3 隆盛庄歴史文化名鎮について

5-3-1 隆盛庄鎮の概要

5-3-2 隆盛庄鎮の文化遺産

5-3-3 隆盛庄鎮保護計画

5-4 小括

第6章 モデル事例を通じた中国・内モンゴル自治区に向けた歴史文化名鎮名村保護手法の提案

6-1 中国におけるモデル事例

6-1-1 周莊鎮の概要

6-1-2 周莊鎮の文化遺産

6-1-3 周莊鎮の保護計画の展開過程

6-1-4 他の保護措置

6-2 中国のモデル事例との比較分析を通じた内モンゴル名鎮名村への提案

6-3 総括

第 1 章 研究の枠組み

- 1-1 研究の背景
- 1-2 研究の目的
- 1-3 研究の構成
- 1-4 既往研究の整理
- 1-5 用語の定義

第 1 章 研究の枠組み

1-1 研究の背景

中国歴史文化名鎮名村（以下、名鎮名村）とは、農村区域の国家級の歴史文化地区に対して制定される中国の文化財保護制度の一つである。主に市鎮村の地方政府が選定し、最終的に国が指定する。2003 年に歴史文化名鎮名村制度が制定されて以来、内モンゴル自治区には、歴史文化名鎮が 5 ヶ所（王爺府鎮、庫倫鎮、ドロンノール鎮、隆盛莊鎮、博克図鎮）、歴史文化名村が 2 ヶ所（五当召村、美岱召村）指定された。

近年、内モンゴル自治区の名鎮名村は国に指定されて以来、保護を行う中で、歴史的建造物の保護しか行われておらず、周囲の自然環境を重視していない、地方政府の保護知識が不足している、観光地としての経済的利益を優先しているなどに起因した問題が起きている。

1-2 研究の目的

本研究では、内モンゴル自治区名鎮名村の 3 地区を対象に、歴史的環境保全への取り組み（保全制度、計画）を整理・分析し、取り組みの特徴、問題点を明らかにした上で、中国のモデル事例を分析と参考し、その問題点の改善のための提案を考察することを目的とする。

1-3 研究の構成

第1章では、研究の背景、目的、構成及び方法を述べ、既往研究の整理及び用語の定義を行う。

第2章では、中国の歴史的環境保全の展開と現状を整理し、歴史文化名鎮名村を位置づけ、その現状を概観する。

第3章では、内モンゴル自治区における歴史的環境保全の展開と実態を捉え、内モンゴル自治区の名鎮名村の現状を把握する。

第4章では、内モンゴル自治区の歴史的環境保全への取り組みを保護制度の経緯、仕組みと保護計画の内容から整理分析し、特徴と課題を明らかにする。

第5章では、内モンゴル自治区の名鎮名村のケーススタディーとして、3地区の保全への取り組みを概観する。

第6章では、中国のモデル事例を整理、分析し、その成果と課題を把握した上で、中国・内モンゴル自治区における歴史的環境保全に関する提案をする。

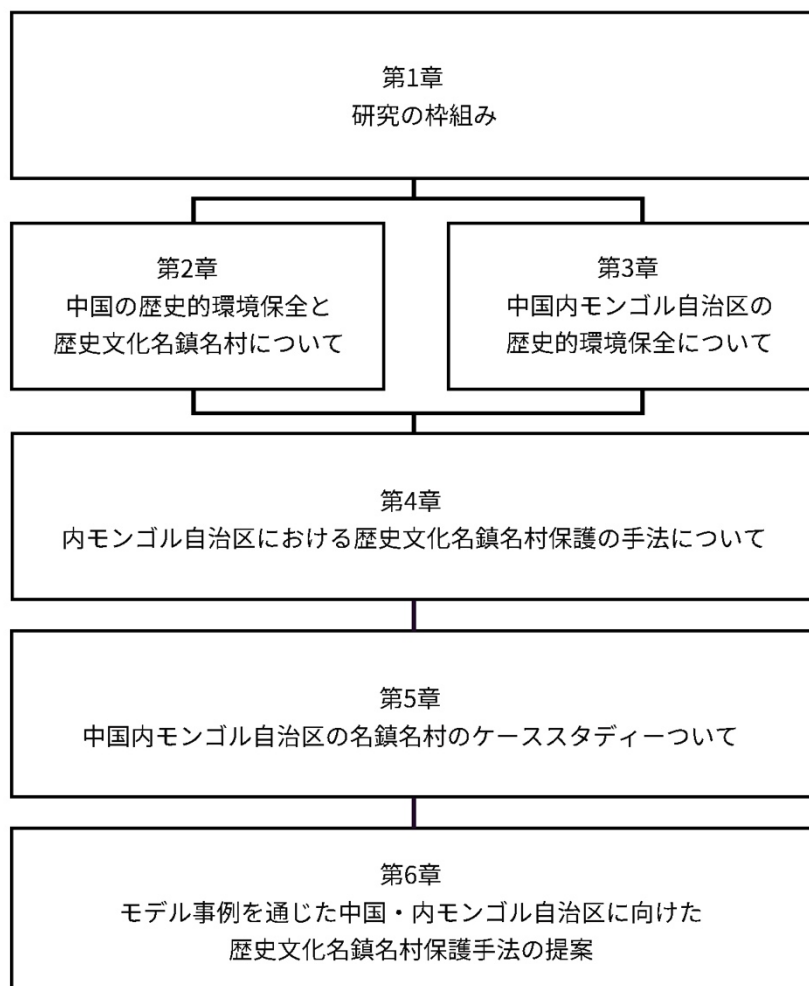


図 1-3 研究のフロー

1-4 既往研究の整理

1-4-1 日本の既往研究の整理

「中国」、「歴史的環境」、「保全計画」、「歴史文化名城名鎮名村」に関する研究を、日本建築学会計画系論文集（日本建築学会）、日本都市計画学会論文集（日本都市計画学会）より検索し、関連する研究論文を抽出することにより、既往研究の整理を行う。

表 1-4-1 既往研究一覧（日本建築学会計画系論文集）

年	NO	論文テーマ	ページ	発表者
1997	62 (496)	上海外灘歴史地区の景観保全計画に関する研究	125-130	張 松 西村 幸夫
	62 (494)	中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保護制度に関する研究：名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題	195-203	葉 華 浅野 聡 戸沼 幸市
2002	67 (552)	ハルピン市の旧市街地再整備事業における歴史的環境保護行政の役割	223-230	呉 禾 樋口忠彦 岡崎篤行
	67 (554)	清朝における内モンゴル・フフホトの満州八旗城(綏遠城)の都市及び建築の空間構造に関する研究	311-316	包慕萍
2003	68 (565)	中国における歴史文化名城の類型化と保存課題に関する基礎的考察：中小規模の歴史文化名城を対象として	255-261	陰劫 鳴海邦碩 澤木昌典
2004	69 (576)	中国山東省烟台市における歴史的建造物の保護制度に関する研究：アジアの歴史的文化遺産の保護に関する 調査研究 その1	223-230	林宜徳 畔柳昭雄
	69 (583)	中国・大理古城における歴史的市街地の変容と保存施策に関する研究	83-90	陰劫 鳴海邦碩 澤木昌典 岡絵理子
2007	72 (622)	中国・長沙市歴史地区の再開発事業における景観整備計画と行政誘導に関する研究	161-167	周旭 池田孝之 小野尋子
2008	73 (627)	北京における歴史的環境保全制度の変遷並びに現在の構成	1007-1013	钱威 岡崎篤行
2010	75 (651)	中国北京の町屋の建築形式と空間構成に関する史的的研究	1279-1286	笠井健 高村雅彦
2012	77 (680)	四合院の変容が歴史環境に与える影響に関する研究 中国、北京市の南鑼鼓巷地区を事例として	2293-2301	李東勲 古谷誠章
2013	78 (683)	中国における「歴史文化名鎮名村」保護制度の展開とモデル計画事例に関する考察 －1980年以降の「面」的保護に着目して－	373-382	馮旭 山崎寿一
	78 (694)	中国西南地方における歴史文化村鎮保護の展開と保護計画の特徴 －国家級歴史文化名鎮・李庄鎮（四川省宜賓市）を例に－	2513-2520	馮旭 山崎寿一
2014	79 (696)	雲南省永寧郷ナシ族（モソ人）の伝統的集落・住居の空間構造とその変容 －居住地整備事業・観光開発事業後の2つの集落の変化－	373-382	馮旭 山崎寿一
2018	83 (745)	中国安徽省宏村の水系システムが生み出す集落空間の構成に関する研究	417-426	畔柳 昭雄
2019	84 (766)	コンバージョン店舗への改修審査の歴史的市街地における景観保全の効果と課題 － 中国・天津市の五大道歴史文化街区を対象として －	2617-2627	王 揚 松本 邦彦 澤木 昌典

表 1-4-2 既往研究一覧（日本都市計画学会論文集）

年	NO	論文テーマ	ページ	発表者
1997	32	水郷都市・蘇州における都市開発と歴史的空間形態の保存 —1980's以降の改革開放期について	271-276	王郁 三村浩史 東樋口 護 橋本清勇
1998	33	上海・黄浦地区の保全政策について	409-414	アリ・イサム・エルジャズリ
1999	34	中国都市計画制度における都市計画事業とその関連法律の考察 成都市の場合	871-876	沈振江 石丸紀興
2008	43.1	中国西安市の歴史地区における住民の戸外生活実態と生活環境意識に関する基礎的研究街路空間の役割の視点から	1-9	寧 碧波 田 偉利 川上洋司
	43.3	中国・北京旧城歴史文化保護区における現状と保存再生課題に関する調査研究	547-552	新井理恵 久保妙子 大西國太郎
2016	51	中国の歴史文化名村における歴史的建造物の観光利用の実態と問題点 韓城市党家村の四合院住宅の利活用に着目して	70-78	魏 小娥 加藤晃規
2018	53	中国西安市古城区における歴史的環境保全に関する研究	690-696	馬 茲辰 三宅 諭
2019	54.3	都市における歴史的環境保全制度の自治体運用に関する日本・韓国・台湾の国際比較研究	998-1005	藤岡 麻理子 中西 正彦 鈴木 伸治
	54.3	日本・韓国・台湾の都市計画マスタープラン制度に関する比較研究	1438-1445	中西 正彦 藤岡 麻理子

1-4-2 中国における既往研究の動向と私の研究の位置付け

(1) 歴史文化名鎮名村研究の展開

中国の歴史文化村鎮の研究は1980年代から始まり、1990年代から各分野の研究者に重視され始めた。「中国文物保護法」(2002年版)では「歴史文化村鎮」の概念が正式的に提出されたため、その前の研究は、歴史文化村鎮の呼び方は伝統的村鎮、古鎮、伝統的集落など様々であった。

①1980年代(歴史文化村鎮研究のスタート)

歴史文化村鎮の保護は主に計画分野の研究者の提唱と発起である。1982年代、同済大学の阮義三教授が担当した江南水郷古鎮の調査研究と保護計画の編成をきっかけに、歴史文化村鎮保護研究の先河を切り開いた。

1986年、第2回目の国家級歴史文化名城の指定の時、国務院は「ある歴史時期にある伝統的景観や民族の特色を代表する地区、建築群、村、鎮に対し、それらの歴史、科学、芸術価値によって、地方の各級の「歴史文化保護区」と定められる」と初めて村鎮の保護を提出した。これから一部の地方政府(江蘇省、浙江省等)が歴史文化村鎮の保護は重視し始めた。

②1990年代(各分野の研究者の加入)

1990年代に入り、建築分野の学者が加わり、主に集落景観、郷土建築、民家改造などの面から着手した。地理分野の学者も村落の空間構造などの内容の研究を始めた。同済大学の阮義三、天津大学の彭一剛といった建築学分野の研究者が歴史文化村鎮の価値と特色を発見するため、価値・特徴、形成要因についての研究を行った。更に、具体的な事例を用い、保護理念を初歩的に検討したことが研究の重要な方向付けであった。多くの地方政府は続々と歴史文化村鎮の保護活動を行っていた。一部の歴史文化村鎮では、比較的完備した伝統的な民居建築群が相次いで全国重点文物保護單位に指定された。

③2000年以降(歴史文化名鎮名村制度の確立)

2000年に安徽省の西遞、宏村が世界文化遺産に登録され、2002「中華人民共和國文物法」は“歴史文化村鎮”の保護を明確に規定し、更に、2003年には歴史文化村鎮制度が確立した。これらの動きに伴い、歴史文化村鎮に対する学術分野の関心も高まり、建築、地理学分野の研究に基づいて、歴史、経済、環境、社会、考古学などの分野の学者が徐々に加入し、歴史文化村鎮の形成と変遷、保護発展及び観光などの研究が深まり、関連論文、著作と課題の研究が増えて、学術分野と社会各界の注目となっており、一部の刊行物が歴史文化村鎮に関する内容を取り上げている。例えばは、「小城镇建設」(小城镇の建設)での「歴史文化城鎮保護」というコラムを開いており、「城市規劃」(都市計画)での『遺珠拾粹』というコラムは、国家歴史文化名城研究センターが近年で訪ねる歴史文化村鎮の状況を紹介しており、中国農村の文化遺産の伝統的な姿と価値の特色を展示した。

更に、中国政府が主導し、大学等の研究機関を通じて課題の研究を行った。

保護計画の策定・審査基準について、国務院の住房与城郷建設部が保護制度の確立の時、「歴史文化名鎮名村保護措施研究」(名鎮名村に関する保護措置の研究、課題番号:20031018 代表者:趙勇、2003)という課題を設定した。

名鎮名村の評価・指定基準について、国務院の住房与城郷建設部が「歴史文化名鎮名村評価指標体系研究」（名鎮名村の指定標準に関する研究課題番号：20040412、代表者：趙勇、2004）という研究課題を設定し、その研究成果を歴史文化村鎮制度の実施や関連法令の策定に反映させた。

法律条例の編成について、国務院法制辦農業資源環境法制司、住建部法規司、住建部城郷規劃司と連携し、名鎮名村制度の法律政策を研究し、名城保護政策と合わせて「歴史文化名城名鎮名村保護条例」を編成していた。2008年4月に国務院は「歴史文化名城名鎮名村保護条例」を採択し、公布した。更に、2008年に国務院に創立された科学技術部、住建部、国土資源部、教育部、国家標準委員会では「中国歴史文化村鎮保護計画技術研究」課題（名鎮名村の保護計画の策定方法と技術に関する研究、課題番号：2008BAJ08B02 代表：華南理工大学、肖大威教授、2008）をスタートさせ、都市部（名城、街区）の保護計画の策定基準を調整することによって、名鎮名村の保護計画の策定基準を作成するということを目的としている。¹

(2) 歴史文化名鎮名村既往研究の分類と私の研究の位置づけ

中国歴史文化名鎮名村に関する既往研究を整理すると、研究内容を特徴・価値研究、保護と発展研究、保護制度の研究、その他の研究として4つに分類できる。

①特徴・価値の研究は村鎮の形成要因及び空間の変遷とその特徴、また、歴史文化村鎮の概念、存在価値の提出等の内容を中心に行っている。

②保護と発展の研究は保護の目標や保護と発展の関係を検討する、事例報告や保護計画の策定方法を検討することにより、保護手法を分析する等内容を中心に行っている。

③保護制度の研究は名鎮名村の評価・指定基準、保護計画の策定・審査基準等の内容を中心に行っている。

④その他の研究は名鎮名村の郷土建築、伝統的な民居研究、GISの応用研究、海外経験の参考研究、観光発展研究等がある。

以上既往研究を概観すると、中国の南方地方について（主に江蘇省、浙江省等）事例報告や保護計画の策定方法を検討することにより、保護手法を分析する研究が多い存在しているが、北方地方について研究が少ない。特に内モンゴル自治区の歴史的環境保全に着目した研究は、単体的建造物については、張鵬挙らの「内モンゴルにおけるチベット仏教の建築形態の一般的な特徴に関する研究」、歴史的街区については、張正明の「内モンゴルフフホト市の歴史の特色ある街区に関する研究」、歴史文化村鎮については、董艷芳らの「歴史文化城鎮の総合的な保護と全体計画—内モンゴルのドロンノール鎮旧区計画を例として」等の論文が存在するが、内モンゴル自治区の全体的保護制度の展開や歴史文化村鎮の現行の保護手法を把握し、特徴や課題を明らかにした論文が不在であり、この点において本研究は新規性があると考えられる。

¹ 馮旭：中国西南地方における歴史文化村鎮の空間構造と保護手法に関する研究、神戸大学博士論文，2014

表 1-4-3 内モンゴルの既往研究一覧

学位論文	
1	宫学宁:内蒙古藏传佛教格鲁派寺庙——五当召研究,西安建筑科技大学,2003.
2	徐境:包头市五当召风景旅游区的规划研究,西安建筑科技大学,2005.
3	张鹏举:内蒙古地域藏传佛教建筑形态研究,天津大学,2011
4	张宇:希拉木仁庙建筑形态研究,内蒙古工业大学,2011
5	刘明洋:包头藏传佛教建筑文化研究,华南理工大学,2013
6	刘书妍:清治蒙政策下北京和内蒙古地区藏传佛教建筑形态比较,内蒙古工业大学,2015
7	赵亮:地域文化在城市规划中的应用研究,西安建筑科技大学,2015.
8	原帅:满洲里市历史文化街区景观保护规划与设计研究,哈尔滨工业大学,2017
9	李娜:内蒙古大召寺建筑遗产价值研究,内蒙古工业大学,2019
10	王璐:呼和浩特市历史文化街区城市色彩研究,内蒙古工业大学,2019
11	赵益捷:呼和浩特城市历史空间发展研究,内蒙古科技大学,2020
12	纪越宁:乌兰察布市历史文化街区保护与发展对策研究,内蒙古大学,2020
13	黄阳培:藏传佛教影响下的内蒙古寺庙中心型村落空间形态研究,内蒙古科技大学,2020
論文	
14	王海霞:浅谈小城市历史建筑保护——以内蒙古呼伦贝尔扎兰屯市为例,小城镇建设,2007(02):79-81.
15	刘临安,李樱樱:历史建筑遗址的保护、修复与展示——以内蒙古五当召的庚毗召为例北京建筑工程学院学报,2010,26(01):1-4+9
16	董艳芳,薛玉峰,袁琳:历史文化城镇的综合保护和整体规划——以内蒙古多伦县多伦诺尔镇旧区规划为例,北京规划建设,2012(05):111-115
17	张鹏举,高旭:内蒙古地域藏传佛教建筑形态的一般特征,新建筑,2013(01):152-157
18	韩瑛,张鹏举,宝山:内蒙古包头地区的藏传佛教建筑概况,山西建筑,2013,39(01):1-3
19	赵宇翔,贾震,庞亚洲:基于景观更新视角下的历史文化街区改造——以呼和浩特市塞上老街景观改造为例,山东林业科技,2016,46(06):82-85
20	杜娟,刘大平:大召建筑空间与形制解析,城市建筑,2018(36):92-93
21	杜娟,刘大平:大召建筑空间与形制解析,城市建筑,2018(36):92-93

1-5 用語の定義

(1) 村鎮

村とは、村民委員会が行う村民自治の管理範囲であり、中国の末端基礎自治体である。鎮は、中国の行政区画の一つで、郷級行政区に属しており、市の管轄区、県級市、県、自治県、旗、自治旗、自治旗、特区、林区が管轄或いは地級市、自治州が直接に管轄する。村鎮とは鎮と村の総称であり、中国の農村地域の基礎レベルとなる。

(2) 歴史文化村鎮

歴史文化村鎮とは、文化財が特に豊富で、重要な歴史価値や革命記念の意義があり、歴史時期の伝統的な姿と地方民族の特色をより整然と反映できる鎮(村)である。歴史文化村鎮には「歴史文化名鎮」と「歴史文化名村」の二つの部分があり、農村地域における歴史文化遺産の基礎となっている。

(3) 保護

中国の歴史的環境保全に関連する政策、条例、制度では、全般的に「保護」という用語が使用されている。語意としては日本語の「保存」、「保全」の意味を兼ねている。中国を対象とする研究のため、本論文は「保護」を使用し、「保護」と関連している用語「保護計画」等は、「保存計画」と「保全計画」の意味を兼ねて使用している。

(4) 文物保護単位

文物保護単位は中国大陸が保護対象として組み入れられている不可移動文物の総称であり、歴史、芸術、科学的価値を持つ古文化遺跡、古墳葬、古建築、石窟寺、石刻などを指す。文化保護単位の本体及び周辺の一定範囲に対して保護区域を実施する。

文物保護単位は全国重点文物保護単位、省級文物保護単位はと市県級文物保護単位と三級に分けられる。文物保護単位はその等級に基づいてそれぞれ国務院、省級政府、市県級政府により指定され、保護範囲を定めている。

(5) 歴史文化名城

歴史文化名城とは、文物が特に豊富で、重要な歴史文化的価値と革命的意義を持つ都市である。歴史文化名城は、国家級と省級の2級別があり、それぞれ国務院、省級政府によって指定・管理されている。

(6) 歴史文化街区

歴史文化街区とは、文化財が特に豊富で、歴史建築が集中的に分布し、伝統的な構成と歴史的な姿を反映され、一定の規模を有するエリアということである。歴史文化街区は、名城保護のため生み出された「歴史文化保護区」(1986年)から由来したものである。

(7) 歴史文化名鎮名村

歴史文化名鎮名村とは、文化財が特に豊富で、重要な歴史価値や革命記念の意義があり、歴史時期の伝統的な姿と地方民族の特色をより整然と反映できる鎮(村)である。名鎮名村は、国家級と省級の2級別があり、それぞれが国務院、省級政府によって指定・管理されている。

(8) 歴史建築

歴史建築とは、「歴史文化名城名鎮名村保護条例」(2008)より、保護価値により、歴史的景観と地方の特色を反映し、文物保護単位として公表されておらず、不可移動文物の建物、構築物として登録されていないものであり、市県級政府が指定する。

(9) 南方地方と北方地方

地理位置、自然地理、人文地理の特徴を総合して、中国は四つの地理区域に分けられる。即ち北方地方、南方地方、西北地方と青蔵地方であり、その中で、秦嶺と淮河の一線は北方地区と南方地区の境界線である。

北方地方は中国の秦嶺-淮河の一線の北、内モンゴル高原の南、大興安嶺、青蔵高原の東にある広大な地区を指す。(主に北京、天津、河北、甘肅東部、内モンゴルの大部分、山西、陝西、河南、江蘇北部、山東、安徽北部、黒竜江、吉林、遼寧を含む。)

南方地方は中国の秦嶺-淮河の一線の南、西は青蔵高原で、東と南はそれぞれ黄海、東海と南海に臨んでいる。(主に江蘇中南部、安徽省の大きい部分、浙江、上海、湖北、湖南、江西、福建、雲南の大きい部分、貴州、四川東部、重慶、広西、広東、香港、マカオ、海南、台湾、甘肅の最南端と河南の最南端、陝西南部などの一部の地域を含む。)

第2章 中国の歴史的環境保全と歴史文化名鎮名村について

- 2-1 中国の歴史的環境保全の概要
- 2-2 歴史文化名鎮名村保全の位置づけ
- 2-3 中国の歴史的環境保全の成果と課題

第2章 中国の歴史的環境保全と歴史文化名鎮名村について

2-1 中国の歴史的環境保全の概要

本論文では歴史的環境保全に関する制度・計画を論じる時、シンプルに述べるため、単体建造物（文物保護単位）を「点」的、都市・街区・村鎮等の周囲環境からなる歴史的環境（歴史文化名城、歴史文化街区、歴史文化村鎮）を「面」的と定義し、それに対して、保護のあり方を「点的保護」、「面的保護」と表す。

2-1-1 中国の行政組織の概要と名鎮名村の保護との関係

中国の保護制度との対応及び指定・管理の責任機関は、中国の行政組織と関係があるため、以下に整理する。

(1) 中国の行政組織の概要

中華人民共和国国務院は、中央人民政府である。「憲法」の規定により、中華人民共和国全国人民代表大会は国家最高権力機関である。国務院は最高国家権力機関の執行機関であり、最高国家行政機関である。国務院の下級組織は、事務機関（本庁）と地方行政組織（地方政府）という2つのシステムに分けられている。

国務院の行政事務機関は事務庁、国務院構成部門（26個）、国務院直属特設機構（1個）、国務院直属機構（10個）、国務院事務機構（2個）、国務院直属事業機構（9個）、国務院部委が管理する国家局（16個）を設置する。

地方行政組織には4つの級がある。第1級は省級政府であり、省・自治区・直轄市により構成される。第2級は市級政府であり、省の首府（副省級）・市・直轄市が管轄する区（県）により構成される。第3級は県級政府組織であり、県・県級市・市が管轄する区・直轄市の区（県）が管轄するが街道（郷・鎮）により構成される。第4級は郷級政府であり、農村部では郷・鎮・城市部では街道・県級市の区により構成され、中国の末端行政組織である。

(2) 名鎮名村の保護との関係

名城の保護対象は市を主としており、直轄市（省級）と県級市も含んでいる。街区制度の保護対象は、主に市級の名城における伝統的な街道（郷級）とされ、直轄市の街道（県級）と県級市の区（郷級）も含まれている。名鎮名村の保護は2つの地方行政級別がある。名鎮の保護対象は郷・鎮（郷級）であり、名村の保護対象は郷級以下の自治体である。

指定と管理機関は、主に国家文物局と住建部が所管している。住房と城郷建設部は国務院構成部門の一つであり、国家建設に関する行政管理事務を担当する。国家文物局は国務院部委が管理する国家局の一つであり、文化と観光部に管理される。文化財保護制度、関連法令を制定しながら、指定・保護・管理という具体的な事務作業も行っている。

文化財の保護級別は、文物保護単位制度という「点」的保護は国家級、省級、市級の3レベルがあり、名城・街区・名鎮名村制度という「面」的保護は国家級、省級の2レベルがある。国家級文化財は住建部と国家文物局によって指定と管理され、省級文化財は省に属する建設庁（局）と文物局、市

級文化財は市に属する建設局と文物局によって指定と管理される。

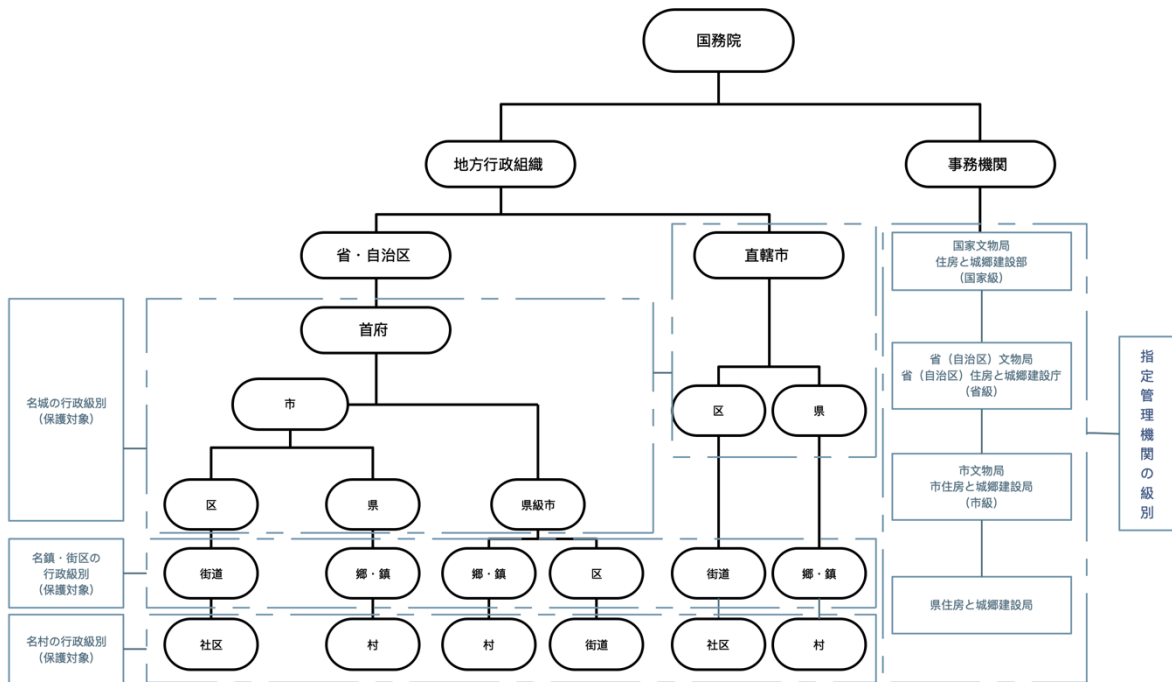


図2-1-1 中国の行政組織の概要と名鎮名村保護との関係

2-1-2 名鎮名村保護制度に関する中国の法令の種類

名鎮名村保護制度に関する中国の法令を以下に整理する。

(1) 法律

全国人民代表大会によって可決され、国家主席の署名のある、実施される最高の効力と普遍的適応原則を持つ法令である。例えば、「中華人民共和国文物保護法」（以下文物保護法と略す）である。

(2) 「条例」、「弁法」

条例は国家権力機関または行政機関が政策と法令に基づいて制定し、公布したものであり、政治、経済、文化など各分野における具体的な事項に対して、全面的なシステム、長期的な執行効力を有する法規性公文書である。例えば、「内モンゴル自治区文物保護条例」である。

方法は関係機関が党と国家の方針、政策及び関連法規、規定に基づき、ある一方の仕事や問題について具体的なやり方と要求を提出する文書である。例えば、「内モンゴル自治区歴史文化名鎮名村認定弁法」である。

(3) 「通知」

通知は上級機関の指示を具体化する、或いは一般的な公文を昇級させる時に使用する法令であり、行政機関内部で上級から下級に命令を出すときに公布される法令である。

(4) 「編制要求」、「規範」

主に計画案などを作成する時に参考となる、策定すべき内容を規定する「編制要求」、守るべき法令「規範」である。例えば、「歴史文化名城保護規劃編制要求」、「歴史文化名城保護計画規範」である。

2

表 2-1-2 名鎮名村保護制度に関する中国の法令の種類

法律			
	実施される最高の効力と普遍的適応原則を持つ法令		
社会に向けた行政法令	条例	弁法	細則
	最も重要な内容を扱う、使用範囲が広く、安定性が強い法令	事務の取り扱う方を説明し、使用範囲が広い	法令の具体的な実施方法或は補足説明
行政機関内部の法令	指示	通知	指導意見
	執行すべき法令などの任務、目標、手段を提出するのに用いられる法令	上級機関の指示を具体化する、或いは一般的な公文を昇級させるときに使用する法令	従来の政策で対応する規定がない場合、上級機関が下級に指導を伝えるという非強制的法令
技術的法令	編制要求	規範	
	保護計画などの編制項目や目的などの要求	保護計画などを編制する具体的な技術と手段	

² 馮旭：中国西南地方における歴史文化村鎮の空間構造と保護手法に関する研究，神戸大学博士論文，2014

2-1-3 歴史的環境保全制度の展開

中国の歴史的環境保全制度は、1961年に「文物保護管理暫行条例」が公布されてから1982年に歴史文化名城保護制度が発足するまで、ずっと文化財保護を中心とした「点的保護」であった。1982年に「文物保護法」が公布され、その年に1回目の歴史文化名城を公布し、歴史文化名城制度が確立された。しかし、重要な価値を持つ歴史的な街区や村鎮が含まれていないであり、法律の保護が得られないため、これらの村鎮は経済建設の中で取り壊されたり、破壊されたりした。そのため、1996年に歴史文化街区制度、2003年に歴史文化名鎮名村制度が策定され、面的保護体系が徐々に整備された。更に、2008年に国務院が「歴史文化名城名鎮名村保護条例」を公布し、中国の「文物保護単位・名城・街区・名鎮名村」という文化財保護体系は正式に確立された。

(1) 点的保護

文物保護単位制度の制定—「点的」保護のスタート

1950年代から中央人民政府文化部による全国的な文化財の調査・登録及び博物館の建設が始まった。1963年3月4日、建国後初めての文化財保護に関する法規「文物保護管理暫行条例（文化財保護に関する暫定行政法規・条例）」が国務院によって、制定され、同条例に基づき、歴史的建造物、記念的建造物、遺跡などを対象とする「全国重点文物保護単位制度」が設けられ、第1回全国重点文物保護単位180箇所が指定された。1963年4月17日「文物保護単位保護管理暫行弁法（文化財保護単位の保護管理暫行方法）」は文化部によって定められた。これらは約20年にわたって文化財建造物を中心とする「点的保護」制度の根拠法規となった。これから10年の間「文革」の影響により、文化財の破壊、保護観念がない、法制度整備の停滞時期でした。

(2) 面的保護

① 歴史文化名城制度の制定と村鎮保護のスタート

「文革」時期が終わるにより、1979年から、中国山西省の古城の都市形成史の調査を契機に、1980年平遥鎮保護計画の策定が始められ、初めて「古城保護規劃（古城保護計画）」という名称が使えられた。1981年、この計画は鎮人民政府及び山西省城市建设委員会の承認を受けて、都市計画における歴史的都市保護の最初の正式な事例となった。このような背景に、重要な価値を持つ、かつ知名度が高い歴史的都市を「歴史文化名城」と名前付け始めた。

1982年11月19日、以前の文物保護単位制度を中心にした法規を整理した国家級の法令である「文物保護法」が制定され、中国文化財保護の発展、特に文物保護単位制度にとって重要な意義を持つと言える。同時に第1回目国家級歴史文化名城として24都市が指定され、「文物保護法」で正式な名城保護制度の法的根拠が明確にされ、中国の文化財保護は「点」から「面」へと広がった。

名城保護制度の確立につれて、同済大学の阮義三教授が担当した江南水郷古鎮の調査研究と保護計画の策定をきっかけに、研究者たちは歴史文化村鎮の歴史的価値に関心を抱き始め、歴史文化村鎮の保護に関する研究が始まった。

名城の保護計画の策定や管理方法を検討する際に、「歴史文化保護区（以下保護区と略す）」を名城保護の主な方法とした。その後、1986年12月、第2回目国家級歴史文化名城として38都市が指定さ

れる際に、保護区概念と保護方法を正式に提出した³。また、国務院は「ある歴史時期にある伝統的景観や民族の特色を代表する地区、建築群、村、鎮に対し、保護区にして保護すべきである」と初めて村鎮の保護を言及した。これから一部の地方政府（江蘇省、浙江省等）が歴史文化村鎮の保護は重視し始めた。

1994年1月、第3回目の国家級歴史文化名城保護の指定が行われ、37都市が歴史文化名城となった。その後、1995年9月、国家文物局から「歴史文化名城保護規劃編制要求（歴史文化名城保護計画策定要求）」を出され、名城保護計画の内容、策定する際の技術基準を決めた。

② 歴史文化街区制度の制定

上で述べた歴史文化名城の主な保護方法として、「保護区」の核心は歴史文化街区である。しかし、歴史文化都名城以外にも、多くの都市や鎮村に風貌の良い歴史文化街区がたくさん存在しているため、1996年6月に、「歴史文化街区保護（国際）検討会」（街区保護国際ゼミ）が安徽省黄山市で開催され、「街区保護は文化財保護体系の中の不可欠な一環である」と指摘された。1997年8月に、住建部は「關於転発『黄山市屯溪老街歴史保護区保護管理暫行弁法』的通知」（「歴史文化保護区の黄山市屯溪老街区に対する保護管理の暫定方法」の伝達に関する通知）の中で街区制度の特徴、保護原則と方法を正式に公布した⁴。

③ 歴史文化名鎮名村制度の制定

1986年12月、第2回目国家級歴史文化名城を指定する際に、初めて村鎮の保護に言及したが、保護区の研究はまだスタート段階であり、村鎮保護の主な方法は文物や伝統的建造物を文物保護単位に取り入れる保護を行っていた。

2000年に安徽省の西遞、宏村が世界文化遺産に登録されたことをきっかけに、村鎮の保護は各方面に重視され、保護理念は文物保護単位から村全体を保護することになった。

2002年、改正された「文物保護法」は、「文化財の保存が特に豊富で、かつ重大な歴史的価値または革命記念の意味を持つ都市、街道、村落について、省、自治区、直轄市人民政府が歴史文化街区、村鎮として選定し、国務院に報告する」と提出した。ここで、歴史文化村鎮の概念を明確に提出し、法の形で歴史文化村鎮を中国の文化財保護体系における地位に確立し、歴史文化名鎮名村制度が正式に確立された。

2003年、建設部と国家文物局は「中国歴史文化名鎮（村）評選弁法（試行）」（国家級名鎮名村の指定弁法（暫定））を制定し、第一回目の中国歴史文化名鎮名村を公布した。「中国歴史文化名鎮名村（第一批）公布的通知（中国歴史文化名鎮（第一回）の公布に関する通知）」では、歴史文化村鎮の概念をさらに改善した。

2005年、第2回目の歴史文化名鎮名村の指定が公布された。

2007年、第3回目の歴史文化名鎮名村の指定が公布された。

2008年、国務院は「歴史文化名城名鎮名村保護条例」を公布した。これは文化財保護体系の重要な

³ 阮義三：歴史文化名城保護理論於保護規劃，同濟大学出版社，1999

⁴ 阮義三：歴史文化名城保護理論於保護規劃，同濟大学出版社，1999

法令であり、歴史文化名城、街区、村鎮の申請、指定、保護計画、保護措置などを明確にし、1982年からの名城・街区・村鎮の面的保護の理念、方法を整理した。

歴史文化名鎮名村の指定は、現在までに第7回（2019年）行われ、計799箇所は国家級歴史文化名鎮名村に指定された。

2-2 歴史文化名鎮名村保全の位置づけ

2-2-1 名鎮名村の概念

2002年に採択された新版「文物保護法」は歴史文化村鎮に対して比較的明確な概念を作り出した。すなわち「文化財の保存が特に豊富で、かつ重大な歴史的価値または革命的意義を持つ城鎮、村」である。

2003年に建設部と国家文物局が共同で第1回目の中国歴史文化名鎮名村を公布した時、また歴史文化名鎮名村の概念に対してさらに改善した。すなわち「文化財を保存するのが特に豊富で、重要な歴史価値や革命記念の意義があり、歴史時期の伝統的な姿と地方民族の特色をより整然と反映できる鎮(村)」である。名鎮名村には「歴史文化名鎮」と「歴史文化名村」の二つの部分があると考えられる。

2-2-2 名鎮名村の指定

(1) 1回目の指定

2003年、建設部と国家文物局は第一回目の名鎮名村を公布する際に、名鎮名村の指定基準について、「中国歴史文化名鎮名村(第一批) 公布的通知(中国歴史文化名鎮(第一回目)の公布に関する通知)」の中で、「中国歴史文化名鎮(村) 評選弁法(試行)」(国家級名鎮名村の指定弁法(暫定)) (表2-2-2参照)を制定し、公布した。主に歴史的価値と風貌特色、原状保存の程度、保護計画と管理機関(人材、保護資金を含む)4つの面から評価し、定量的評価は行われていないである。

(2) 2回目と3回目の指定

1回目の指定が終わった後、さらに合理的、定量的指定基準を求めて、住建部は「中国歴史文化名鎮名村評価指標体系研究」研究課題を設定し、指標体系は2回目、3回目の指定で試行された。

(3) 4回目の指定以降

指標体系は2回目、3回目の指定で試行した後、修正・調整され、4回目の名鎮名村の指定から正式的応用され始めた。「關於公布第四批中国歴史文化名鎮(村)的通知(第4回目の中国歴史文化名鎮(村)指定の公布に関する通知)」の中で公布し、2008年国務院から公布された「歴史文化名鎮名村保護条例」に入られた。

「中国歴史文化名鎮名村評価指標体系」(図2-2-2-1参照)は価値特色、保護措置と大きな2つに分類している。価値特色は70点、保護措置は30点であり、その中に文物保護単位の数などの23種類が含まれている定量的な評価基準である。各項目の数は点数を表し、100点満点で評価する。

表2-2-2 「中国歴史文化名鎮（村）評選弁法」（國家級名鎮名村の指定弁法）

<p>指定目的</p>	<p>中国の優秀な建築歴史の遺産をよく保護し、継承し、発揚するために、民族の伝統と地方の特色を発揚し、建設部と国家文物局は各省、自治区、市が指定、公布した歴史文化村鎮の基礎の上で、中国歴史文化名鎮名村を指定すること。</p>	
<p>指定の基準</p>	<p>歴史的価値と風貌特色</p>	<p>一定の歴史期間においては、全国または地域の社会、経済発展を推進することに重要な役割を果たした。 現地の陸上交通に係り、有名な客流、貨物流、物流集散地となる。 一定の歴史期間において、オーバーオールプロセスを建設し、現地の人々の命と安全財産、環境保護を保障するために、生産者の状況を改善する。顕著な効果と利益を上げ、かつ継続的に今に名を知られている。 歴史的に外来の侵略に抵抗したり、戦局を変えたりした重大な戦争を経験した所在地である。 有名な軍事指揮機関の所在地として知られている。 地域の特徴、民族の特別な伝統建築技術を反映している。 建築遺産、文物旧跡と伝統文化が比較的集中しており、ある歴史時期の伝統的な姿、地方の特色と民族風情をより完全に反映し、高い歴史、文化、芸術風貌、科学的価値を持っており、清代以前に建造されたもの、或いは中国革命の歴史に大きな影響を与えた伝統的な建築物、記念物、遺跡があり、現在でも伝統的景観が保存されている。</p>
	<p>原状保存の程度</p>	<p>鎮内の歴史的伝統建築群及び建築細部や周辺の環境がほぼ完全に保存されている。 元の建築群及びその周辺環境は倒壊したが、元の姿によって修復された。あるいは元の建築群とその周辺環境は一部倒壊したが、全体的な空間のフレームがまだ残っているため、全体的修復される可能性がある。</p>
	<p>現状の規模</p>	<p>上記（一）、（二）項の条件に該当するならば、鎮の現存伝統の建造物群の面積が5000m²以上である。村の現存伝統の建造物群の面積が2500m²以上である。</p>
	<p>保護計画と管理機関</p>	<p>科学的、合理的な村鎮保護計画を編成している。 有効的な管理機関を設置し、専門者を配置し、専用の保護資金を持っている。</p>

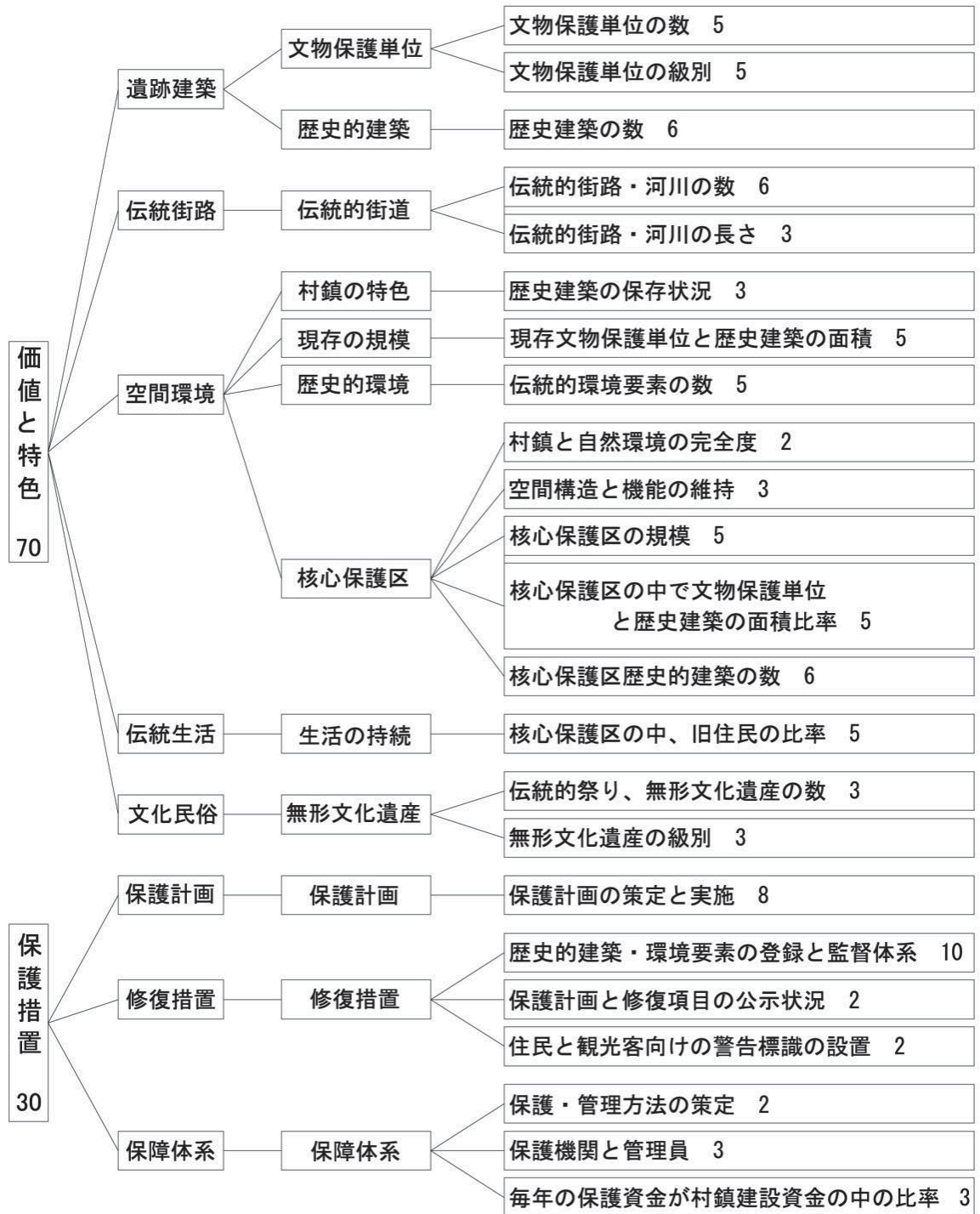


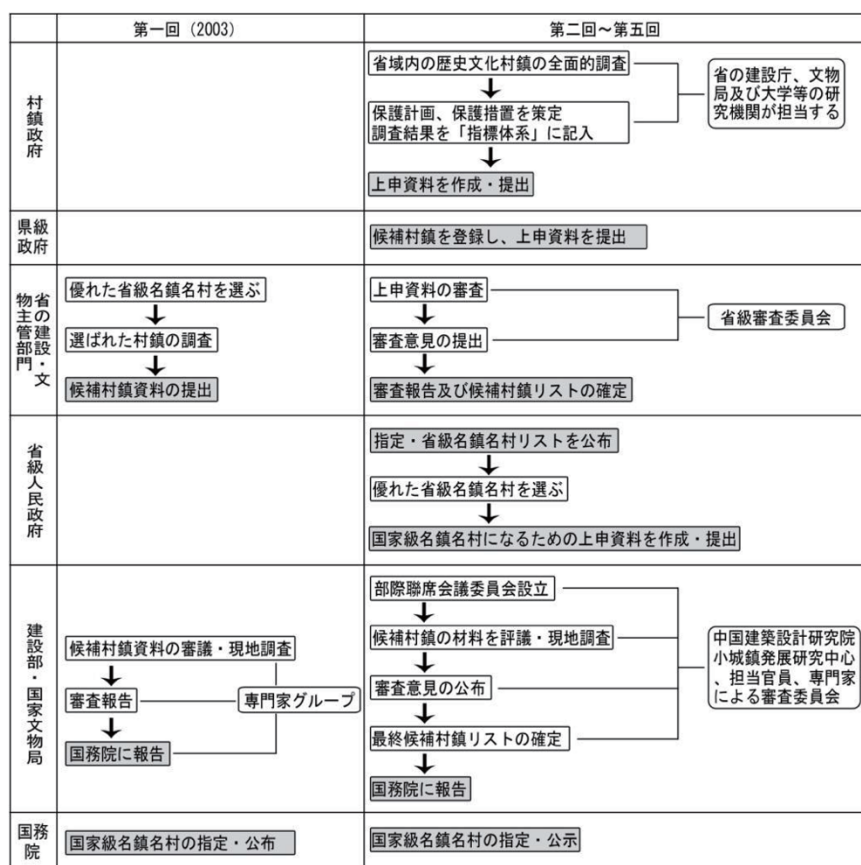
図 2-2-2-1 中国歴史文化名鎮名村評価指標体系

(図の出典：馮旭：中国西南地方における歴史文化村鎮の空間構造と保護手法に関する研究, 神戸大学博士論文, pp. 101, 2014. 9)

(4) 指定のプロセス

名鎮名村は、1回目の指定では、省級政府の住建庁と文物局が「中国歴史文化名鎮（村）評選弁法」参照し、省内の歴史文化価値の高い村鎮を選び、住建部と国家文物局に報告しており、申請資料の必要がなかった。そして、住建部と国家文物局の官員、専門家による審査委員会が「中国歴史文化名鎮（村）評選弁法」を根拠に、審査を行ってから国務院に報告した。最後、国務院が国家級名鎮名村を指定し、公布した。⁵

2回目からの国家級名鎮名村の指定は原則的に登録された省級名鎮名村の範囲から選択した。具体的には、省級人民政府が省級名鎮名村の範囲から国家級名鎮名村の規模条件に適ったものを選ぶ。審査報告と調査資料を作成し、住建部と国家文物局に提出する。次に、住建部と国家文物局は中国建築設計研究院小城镇發展研究中心の協力で、担当官員、専門家と共に審査委員会を組織し、指標体系を基づいて提出した資料を評価し、条件に合う村鎮について現地調査を行う。最後に、審査意見を提出して、村鎮リストを確立し、国務院に報告する。



凡例： → 行政上の手続き □ 協力・介入の部門・方式 ■ 各段階の成果
 — 非行政上の手続き □ 各段階の内容

図 2-2-2-2 名鎮名村の指定プロセス

(図の出典：馮旭：中国西南地方における歴史文化村鎮の空間構造と保護手法に関する研究, 神戸大学博士論文, pp. 107, 2014. 9)

⁵ 馮旭：中国西南地方における歴史文化村鎮の空間構造と保護手法に関する研究, 神戸大学博士論文, pp. 105, 2014. 9

(5) 申請資料

2016年、住建部と国家文物局が公布した「關於組織申報第七批中国歴史文化名鎮名村的通知（第七回目の中国歴史文化名鎮名村の申請に関する通知）」により、申請資料の要求は以下になる。

① 「中国歴史文化名鎮名村申告表」を記入すること。

② 申請報告書を提出すること。

報告書は、鎮（村）の地理位置、環境条件、村鎮規模、交通及び社会経済と建設などの状況を概説し、歴史伝統建築群とその環境の歴史年代、元の姿と保存状況、現状規模、空間分布及び価値を明らかにする。

③ 省級（区、市）の人民政府の承認或いは省級住建部主管部門が審査した名鎮名村の保護計画があるべき。

④ 「中国歴史文化名鎮名村評価指標体系」に基づいた「中国歴史文化名鎮名村基礎データ表」を記入すること。

⑤ 名鎮名村保護措置があるべき。

もとの姿に対して保存して、古い建物の修繕、環境整備などの面から制定した規定制度と具体的な方法を含む。

⑥ この町の伝統的な建築群の姿を反映し、「評価指標体系」と対応関係がある写真集、パワーポイントなどがある。

⑦ パワーポイントの内容は、「名鎮名村の概要と歴史沿革」、「歴史文化の特色」、「この村鎮の伝統的な建築群の姿を反映することができ、「中国歴史文化名鎮名村評価指標体系」と対応関係がある写真集」、「名鎮名村保護計画の概要」、「名鎮名村保護措置の概要」を含むこと。

2-3 中国の歴史的環境保全の成果と課題

中国の歴史的環境保全制度は、1961年に「文物保護管理暫行条例」が公布され、1982年に歴史文化名城保護制度が発足から、1996年に歴史文化街区制度、2003年に歴史文化名鎮名村制度が策定され、面的保護体系が徐々に整備された。更に、2008年に国務院が「歴史文化名城名鎮名村保護条例」を公布し、中国の「文物保護単位・名城・街区・名鎮名村」という文化財保護体系は正式に確立された。しかしながら、「文物保護単位・名城・街区・名鎮名村」の各方面の保護に関する法律、規則及び技術規定をさらに健全化し、名鎮名村の保護管理弁法、保護計画作成弁法などを充実させなければならぬと考えられる。

「歴史文化村鎮評価指標体系」は、歴史文化村鎮の評価を定性化から定量化評価へと行われ、歴史文化村鎮制度に対し重要な役割を果たした。しかし、中国の地域が広いとため、名鎮名村の特徴も地域よりも異なる。それでは、地域的特徴の配慮、文化、芸術などの度量できないものも定量的評価するとすれば、定量的評価のできない方法の欠如が課題となると考えられる。

第3章 中国内モンゴル自治区の歴史的環境保全について

- 3-1 内モンゴル自治区について
- 3-2 内モンゴルの歴史的環境保全の概要
- 3-3 小括

第3章 中国内モンゴル自治区の歴史的環境保全について

3-1 内モンゴル自治区について

内モンゴル自治区は(以下内モンゴルと略す)、首府がフフホトである。面積は118.3万km²であり、日本の約3倍。人口(2017年)は2625万人、人口密度は23人/km²である。東西に長く伸びており、東から順番に黒竜江省・吉林省・遼寧省・河北省・山西省・陝西省・寧夏回族自治区・甘肅省と南に接続し、北はモンゴル国・ロシア連邦と接続している。

9地級市(地区クラスの市)、3盟を管轄する。下級行政区単位としては23市轄区、11県級市(県クラスの市)、17県、49旗、3自治旗がある。

中国語とモンゴル語が公用語である。ただし、モンゴル国で使用されるモンゴル語と内モンゴルで使用されるモンゴル語には違いがあり、前者はハルハ方言、後者はチャハル方言である。

内モンゴルは多民族多宗教的地区であり、漢民族、モンゴル民族、回民族など55の民族が生活している。そのうち、漢民族人口は180.3万人で、総人口の約70%を占めている。モンゴル民族の人口は421.1万人で、総人口の約16%を占めている。他の少数民族の人口は94.7万人で、総人口の約4%を占めている。宗教は7種類があり、主に回民族を中心したイスラム教、モンゴル民族の宗教として、シャーマニズムとチベット仏教がある。それ以外、仏教、道教、キリスト教も存在している。

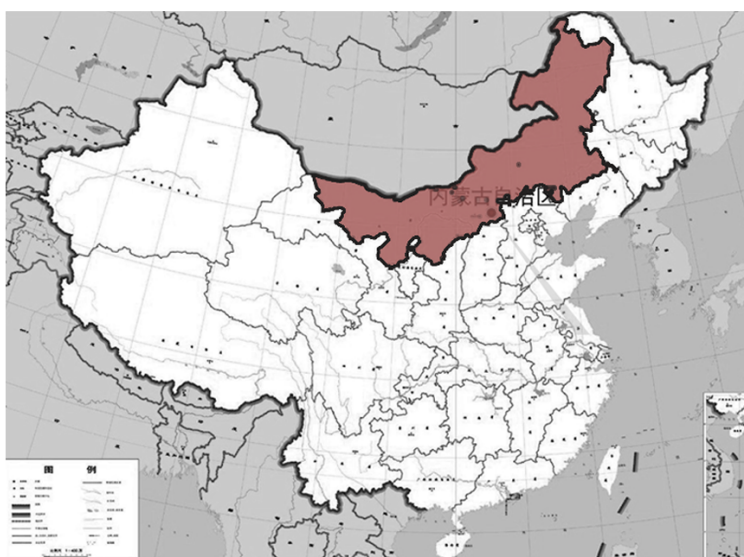


図3-1 中国と内モンゴル自治区



図3-2 美岱召



図3-3 多倫鎮の町並



図3-5 多倫会館



図3-4 カラチン王爺府

3-2 内モンゴルの歴史的環境保全の概要

3-2-1 歴史的環境保全の展開

(1) 点的保護

自治区級文物保護単位指定の始まり

1963年、中国の「全国重点文物保護単位制度」が設けられ、内モンゴルは第1回目全国重点文物保護単位で2箇所が指定された。引き続き、1964年、内モンゴルの自治区級文物保護単位指定も始まり、第1回目自治区級文物保護単位24箇所が指定された。これから内モンゴルの「点的保護」が始まったと言える。

(2) 面的保護

① フフホト市は第2回目歴史文化名城に指定

1982年、内モンゴルは第2回目全国重点文物保護単位で2箇所が指定された。全国の歴史文化名城制度の確立につれて、1986年に第2回目自治区級文物保護単位24箇所が指定された。同年、第2回目国家級歴史文化名城として内モンゴルの首府—フフホト市が指定され、内モンゴルの文化財保護は「点」から「面」へと広がった。1993年、「内モンゴル自治区文物保護条例」が制定され、自治区級レベルの「点的保護」制度の根拠法規が確立された。

② 第2回目国家級歴史文化名鎮名村に指定

2003年、中国の歴史文化名鎮名村制度が確立された。2005年、内モンゴルの美岱召村は第2回目の歴史文化名鎮名村の名村として指定され、内モンゴルの村鎮保護も始まった。これから、2007年（第3回目の歴史文化名鎮名村の指定）五当召村、2008年（第4回目国家級歴史文化名鎮名村の指定）王爺府鎮、多倫鎮、2010年（第5回目国家級歴史文化名鎮名村の指定）隆盛莊鎮、庫倫鎮が徐々に指定された。

③ 正藍旗の元上都遺跡が世界文化遺産に登録

2012年、「第36回世界文化遺産大会」が開催され、内モンゴル正藍旗の元上都遺跡が世界文化遺産に登録され、内モンゴルの現在までの唯一の世界文化遺産である。これに対して、2017年、「内モンゴル自治区元上都遺跡保護条例」が制定された。

④ 自治区級歴史文化名鎮名村街区指定の始まり

2015年、第1回目自治区級歴史文化名鎮名村の指定が始まった。内モンゴル人民政府は、「關於公布第一批自治区級歴史文化名鎮名村的通告（自治区級第一回目歴史文化名鎮の公布に関する通知）」の中で、名鎮6箇所、名村2箇所が指定された。同年、「内モンゴル自治区歴史街区認定弁法（試行）」が制定され、自治区級歴史文化街区の指定も始まった。2019年まで、第7回目の自治区級歴史文化街区の指定が行われた。

2020年、自治区住建庁、文化と旅遊庁は、2月に「關於印發『内モンゴル自治区歴史文化名城名鎮名村街区歴史建築保護弁法』的通告（『内モンゴル自治区歴史文化名城名鎮名村街区歴史建築保護弁法』の公布に関する通知）」を公布し、歴史文化名城名鎮名村街区の歴史建築保護に関する法令が制定された。4月に「關於印發『内モンゴル自治区歴史文化名鎮名村認定弁法（試行）』的通告（『内モンゴ

ル自治区歴史文化名鎮名村認定弁法（試行）』の公布に関する通知」を公布し、自治区級歴史文化名鎮名村指定の法令が制定された。これでは、内モンゴルの「文物保護単位・名城・街区・名鎮名村」という文化財保護体系は正式に確立された。

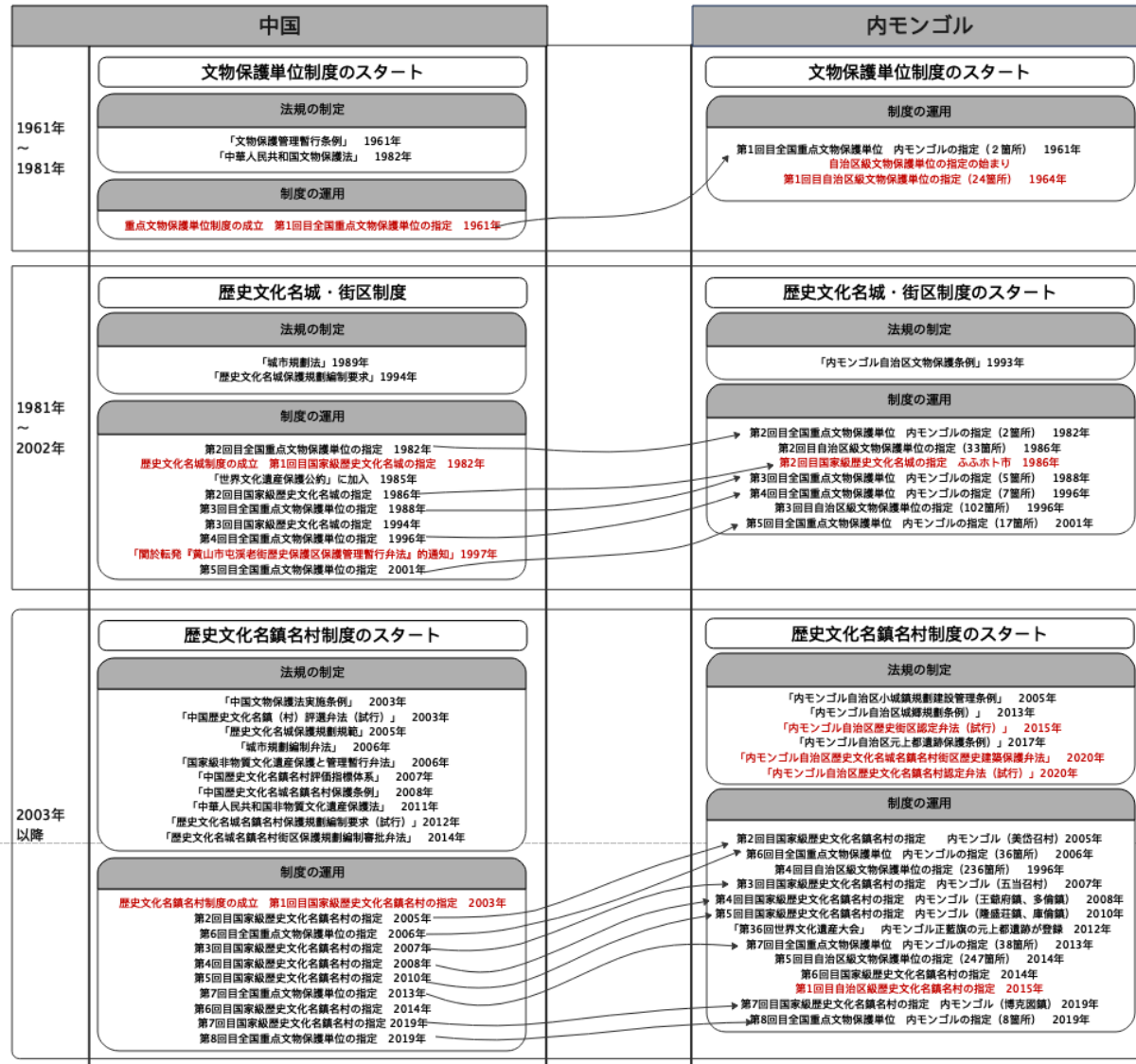


図3-2-1 中国と内モンゴル自治区の歴史的環境保全の展開

3-2-2 歴史文化名鎮名村の現状

内モンゴルでは、国家級歴史文化名鎮名村（第7回目まで）は名鎮5箇所、名村2箇所がある。自治区級歴史文化名鎮名村（第1回目まで）名鎮6箇所、名村2箇所がある。ここでは、国家級歴史文化名鎮名村を研究対象にして、詳しく述べる。

① 美岱召村

美岱召は包頭市のトゥムド右旗に位置しており、2005年、第2回目の歴史文化名鎮名村の名村として指定された。

② 五当召村

五当召は包頭市に位置しており、2007年、第3回目の歴史文化名鎮名村の名村として指定された。

③ 王爺府鎮

王爺府鎮は赤峰市のカラチン旗に位置しており、2008年、第4回目国家級歴史文化名鎮名村として指定された。

④ 多倫鎮

多倫鎮はシリントウ盟に位置し、2008年、第4回目国家級歴史文化名鎮名村として指定された。

⑤ 隆盛荘鎮

隆盛荘鎮は、ウランチャブ市の豊鎮市に位置し、2010年、第5回目国家級歴史文化名鎮名村として指定された。

⑥ ドロンノール鎮

庫倫鎮は、通遼市の庫倫旗に位置し、2010年、第5回目国家級歴史文化名鎮名村として指定された。

⑦ 博克図鎮

博克図鎮はフルンボイル市に位置しており、2019年、第7回目国家級歴史文化名鎮名村として指定された。

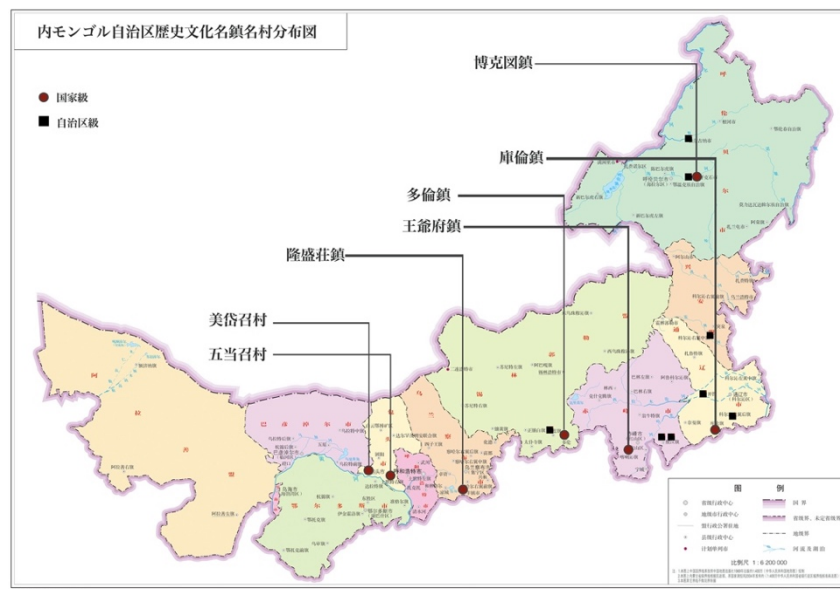


図3-2-2 内モンゴル歴史文化名鎮名村の分布図

3-2-3 小括

現在、内モンゴルの文化財保護は、「点」的保護について、全国重点文物保护单位（第8回目まで）は115箇所、自治区級文物保护单位（第5回目まで）は642箇所がある。「面」的保護について、世界文化遺産は1箇所、国家級历史文化名城（第3回目まで）は1箇所、历史文化名鎮名村（第7回目まで）は名鎮5箇所、名村2箇所がある。自治区級历史文化街区（第7回目まで）は17箇所、历史文化名鎮名村（第1回目まで）名鎮6箇所、名村2箇所がある。

表3-2-3 内モンゴル文化財のリスト

国家級	種類	時間	数
	全国重点文物保护单位	第8回目まで	115
	历史文化名城	第3回目まで	1
	历史文化名鎮	第7回目まで	5
	历史文化名村	第7回目まで	2
自治区級	種類	時間	数
	文物保护单位	第5回目まで	642
	历史文化街区	第7回目まで	17
	历史文化名鎮	第1回目まで	6
	历史文化名村	第1回目まで	2
世界文化遺産	種類	時間	数
	正藍旗の元上都遺跡	第36回	1

第4章 内モンゴル自治区における歴史文化名鎮名村保護の手法について

4-1 内モンゴル自治区歴史文化名鎮名村保護制度について

4-2 内モンゴル自治区歴史文化名鎮名村保護計画について

第4章 中国内モンゴル自治区における歴史文化名鎮名村保護の手法について

歴史文化名鎮名村の保護内容(図4)を「中国歴史文化名鎮名村評価指標体系」により、価値特色、保護措置と大きな2つに分類し、それぞれに対する保護手法について詳しく述べる。

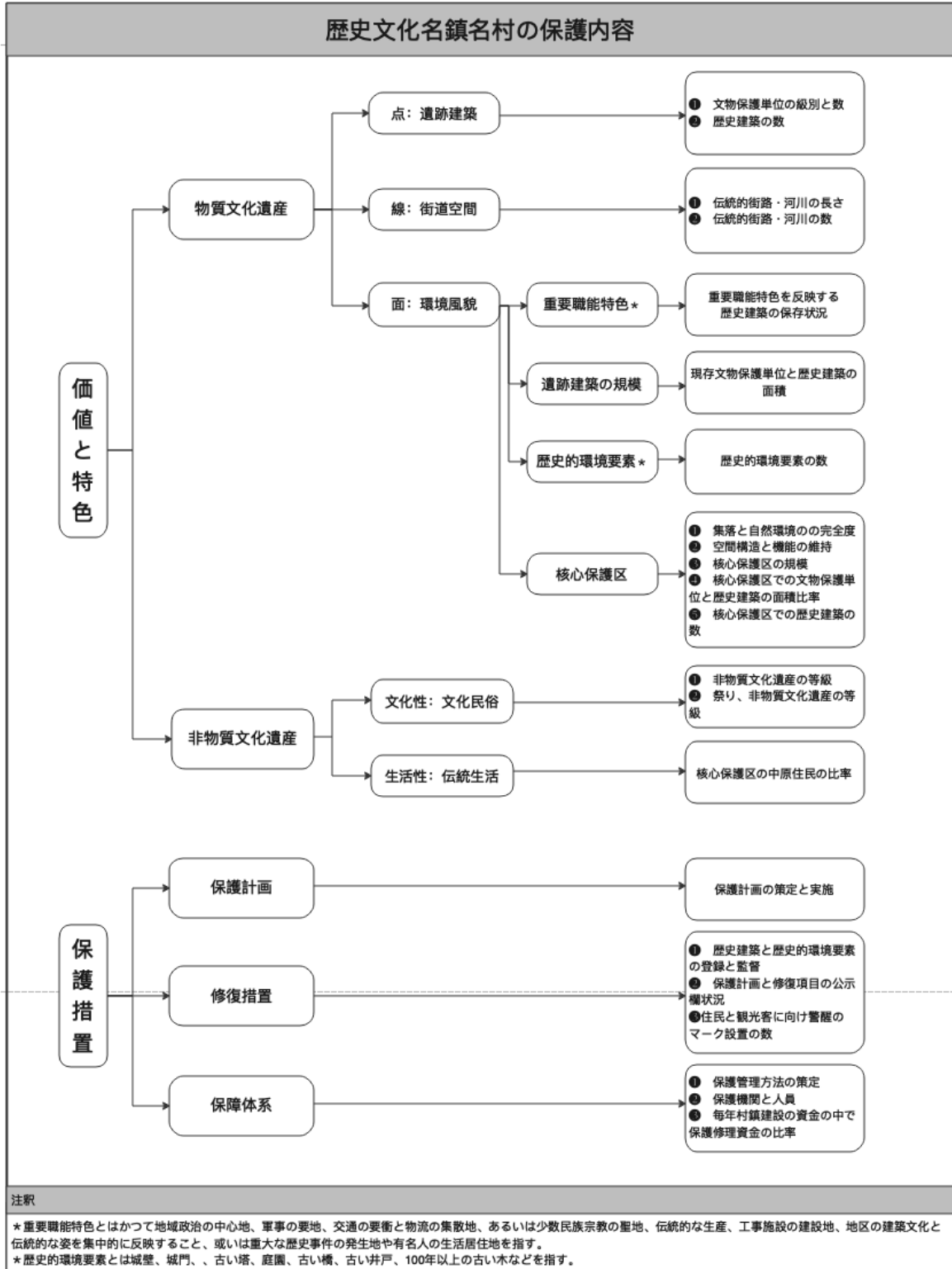


図4 歴史文化名鎮名村の保護内容

4-1 内モンゴル自治区歴史文化名鎮名村保護制度について

4-1-1 物質文化遺産に関する条例

歴史文化名鎮名村の保護内容の価値と特色は物質文化遺産と非物質文化遺産と分類する。

物質文化遺産は「点的」（歴史建築、文物保護単位）、「線的」（街路空間）、「面的」（環境風貌）を含めている。

(1) 文物保護単位と歴史建築

名鎮名村の中での文物保護単位については、国家級、自治区級、市級の文物保護単位として級別より保護を行い、「中国文物保護法」、「内モンゴル自治区文物保護条例」の保護を受けている。

歴史建築について、「中国歴史文化名鎮名村評価指標体系」では、「歴史建築は都市、県人民政府によって確定的に公布された一定の保護価値を持ち、歴史の姿と地方の特色を反映し、文物保護単位として指定されていないし、移動不可文化財として登録されていない建物、構築物である。歴史建築は院落の数より計算する」と説明している。2020年、自治区住建庁、文化と旅遊庁は、2月に「關於印發『内モンゴル自治区歴史文化名城名鎮名村街区歴史建築⁶保護弁法』的通知（『内モンゴル自治区歴史文化名城名鎮名村街区歴史建築保護弁法』の公布に関する通知）」を公布し、弁法の第2章（第十五条、第十六条）では、歴史建築の申請標準、指定方式を述べている。第4章（第三十三条から第三十九条まで）では、保護修復と管理方式を述べている。

(2) 街路空間

名鎮名村の中での街路空間としては、伝統的街路・河川の長さと数を示す。伝統的街路の規模により、国家級的、自治区級的歴史文化街区として認定することができる。2015年、自治区住建庁、文物局は、「關於印發『内モンゴル自治区歴史街区認定弁法（試行）』的通知（『内モンゴル自治区の歴史的街区の認定方法（試行）』の公布に関する通知）」を公布し、自治区級的歴史文化街区の申請標準を明らかにした。すなわち、「（一）街区には比較的完備した歴史的な構造と風貌があり、敷地面積は1 hm²以上であり、歴史文化街内の文化財古跡、歴史的建築、伝統的な風貌を持つ建築の敷地面積は都市、鎮村街区の総敷地面積の60%下回ってはいけない。（二）都市建設区内に1条以上の街道が既に各級重点文物保護単位として公布されている。」2018年、自治区人民政府は、「關於公布第六批自治区歴史文化街区的通告（第6回目自治区歴史文化街区の公布に関する通知）」を公布し、多倫鎮（第4回目国家級歴史文化名鎮名村）の会館歴史文化街区が指定された。

4-1-2 非物質文化遺産に関する条例

非物質文化遺産としては、「中国非物質文化遺産法」の第二条では、「本法でいう非物質文化遺産とは、各民族の人々が代々伝えられ、その文化遺産の構成部分として見られる各種伝統文化の表現形式と伝統文化の表現形式に関する実物と場所をいう。以下の内容を含む：（一）伝統的な口頭文学及びそのキャリアとしての言語。（二）伝統美術、書道、音楽、ダンス、演劇と曲芸。（三）伝統技術、医薬と暦法。（四）伝統的な儀礼、祭りなどの民俗；（五）伝統的なスポーツと遊芸。（六）その他の非物質文化遺産。」と説明している。非物質文化遺産は国家級、省級、市級、県級として4級の保護体系が制定された。2018年、自治区人民政府は、「關於公布第五批自治区級非物質文化遺産的通告（第6回目の自治区級的無形文化財の公布に関する通知）」を公布し、現在まで、6回目の自治区級非物質文化遺産の指定が行われた。

4-2 内モンゴル自治区歴史文化名鎮名村保護計画について

歴史文化名鎮名村の保護内容の保護措置は保護計画、修復措置と保障体系と分類する。以下では保護計画について詳しく説明する。

4-2-1 保護計画の策定期間

「中国歴史文化名城名鎮名村保護条例」(2008年)の第十三条と「歴史文化名城名鎮名村街区保護計画編制審批弁法」(2014)の第八条より、保護計画の策定期間について、「歴史文化名鎮、名村の指定公布後、所在地県級の人民政府は歴史文化名鎮、名村保護計画を編成しなければならない。保護計画は歴史文化名鎮、名村の批准公布により1年以内に編成完成しなければならない。」と決めている。

「内モンゴル歴史文化名鎮名村認定弁法(試行)」の第六条により、「内モンゴル自治区歴史文化名鎮、名村の指定公布後、所在地県級人民政府は歴史文化名鎮、名村の保護計画を編成しなければならない。保護計画は歴史文化名鎮、名村の指定公布の日から1年以内に編成完成しなければならない。保護計画は自治区人民政府がよって決裁される。」と自治区級名鎮名村の保護計画の策定期間について決めている。

4-2-2 保護計画の策定機関

「歴史文化名城名鎮名村街区保護計画編制審批弁法」の第八条では、策定機関について、「歴史文化名城、名鎮の保護計画の編成は甲級の資質を持つ城郷規劃編成機関が負担しなければならない。歴史文化名村保護計画の編成は、乙級以上の資質を持つ城郷規劃編成機関が負担しなければならない。」と決めている。

4-2-3 保護計画の内容

「歴史文化名城名鎮名村街区保護計画編制審批弁法」の第十三条より、保護計画の内容は以下に含むべきである。

- (一) 歴史的価値、特色と存在する問題を評価する。
- (二) 保護原則、内容と重点を確定する。
- (三) 全体的な保護戦略と鎮域保護要求を提出する。
- (四) 名鎮名村と密接に関係する地形、水系、農地、郷土景観、自然環境などの保護措置を提出する。
- (五) 保護範囲を確定し、核心の保護範囲と制御地帯の境界線を建設し、相応の保護制御措置を制定する。
- (六) 保護範囲内の建築物、構築物と環境要素の分類保護の要求を提出し、歴史建築をリスト化した上で、保護要求を提出する。
- (七) 非物質文化遺産の保護内容と措置を提出する。
- (八) インフラ、公共サービス施設、住民の生活環境の改善計画案を提出する。
- (九) 期間的保護計画を実施する。
- (十) 計画実施の保障措置を提出する。

4-2-4 保護範囲を定める方法

「歴史文化名城名鎮名村街区保護計画編制審批弁法」の第十五条より、歴史文化名城、名鎮、名村の保護計画で確定された核心保護範囲と建設の制御地区は、以下の通りに定める。

(一) 各級の文物保護単位の保護範囲と建設制御地帯及び地下文物埋蔵区の境界線は、県級以上の地方人民政府が公布した保護範囲、建設制御地帯を準とする。

(二) 歴史建築の保護範囲は歴史建築自体と周辺の建設制御区を含む。

(三) 歴史的な文化街区、名鎮、名村の伝統的な構造と歴史的な風貌が比較的完備しており、歴史的建築が集中している地区を核心保護範囲と区分し、核心保護範囲の外に建設の制御地区を確定する。

(四) 歴史文化名城、名鎮、名村、街区の保護計画で確定された核心保護範囲と建設の制御地区は範囲が明確で、保護と管理は便利にする。

4-2-5 都市計画と保護計画の関係

「歴史文化名城名鎮名村街区保護計画編制審批弁法」により、都市計画と保護計画の関係は以下になる。

第五条 歴史文化名城、名鎮保護計画は単独で編成しなければならない。以下の内容は都市、鎮全体計画を納めなければならない。

(一) 保護原則と保護内容。(二) 保護措置、開発強度と建設制御要求。(三) 伝統的な構造と歴史的風貌保護要求。(四) 核の保護範囲と建設の制御地区。(五) 必要なその他の内容。

第七条 歴史文化名城、名鎮、街区の制御性詳細規畫(制御性に関する詳細計画)を作成する場合、歴史文化名城、名鎮、街区の保護計画に適合していなければならない

第十六条 歴史文化名城、名鎮の保護計画の計画期間は都市、鎮全体計画の計画期間と一致していなければならない。歴史文化名村の保護計画の計画期間は村全体計画の計画期間と一致しなければならない。

4-2-6 保護計画の審査

「歴史文化名城名鎮名村街区保護計画編制審批弁法」により、保護計画の審査方法は以下になる。

第十八条 歴史文化名城、名鎮、名村、街区の保護計画の成果編制段階において、歴史文化名城、名鎮、名村、街区の所在地の省、直轄市人民政府の城郷規畫部門は、専門家を組織して保護計画の成果を審査しなければならない。

第十九条 歴史文化名城、名鎮、名村の保護計画は省、直轄市人民政府によって決裁される。

表 4-2 歴史文化名鎮名村保護計画の編成要求

歴史文化名鎮名村保護計画の編成要求	
保護計画の策定期間	歴史文化名鎮、名村の指定公布後、所在地県級の人民政府は歴史文化名鎮、名村保護計画を編成しなければならない。保護計画は歴史文化名鎮、名村の批准公布により1年以内に編成完成しなければならない。
保護計画の策定機関	歴史文化名城、名鎮の保護計画の編成は甲級の資質を持つ城郷規劃編成機関が負担しなければならない。歴史文化名村保護計画の編成は、乙級以上の資質を持つ城郷規劃編成機関が負担しなければならない。
保護計画の内容	<p>(一) 歴史的価値、特色と存在する問題を評価する。</p> <p>(二) 保護原則、内容と重点を確定する。</p> <p>(三) 全体的な保護戦略と鎮域保護要求を提出する。</p> <p>(四) 名鎮名村と密接に関係する地形、水系、農地、郷土景観、自然環境などの保護措置を提出する。</p> <p>(五) 保護範囲を確定し、核心の保護範囲と制御地帯の境界線を建設し、相応の保護制御措置を制定する。</p> <p>(六) 保護範囲内の建築物、構築物と環境要素の分類保護の要求を提出し、歴史建築をリスト化した上で、保護要求を提出する。</p> <p>(七) 非物質文化遺産の保護内容と措置を提出する。</p> <p>(八) インフラ、公共サービス施設、住民の生活環境の改善計案を提出する。</p> <p>(九) 期間的保護計画を実施する。</p> <p>(十) 計画実施の保障措置を提出する。</p>
保護範囲を定める方法	<p>核心保護範囲と建設の制御地区は、以下の通りに定める。</p> <p>(一) 各級の文物保護単位の保護範囲と建設制御地帯及び地下文物埋蔵区の境界線は、県級以上の地方人民政府が公布した保護範囲、建設制御地帯を準とする。</p> <p>(二) 歴史建築の保護範囲は歴史建築自体と周辺の建設制御区を含む。</p> <p>(三) 歴史的な文化街区、名鎮、名村の伝統的な構造と歴史的な風貌が比較的完備しており、歴史的建築が集中している地区を核心保護範囲と区分し、核心保護範囲の外に建設の制御地区を確定する。</p> <p>(四) 歴史文化名城、名鎮、名村、街区の保護計画で確定された核心保護範囲と建設の制御地区は範囲が明確で、保護と管理は便利にする。</p>
都市計画と保護計画の関係	<p>歴史文化名城、名鎮保護計画は単独で編成しなければならない。以下の内容は都市、鎮全体計画を納めなければならない。</p> <p>(一) 保護原則と保護内容。(二) 保護措置、開発強度と建設制御要求。(三) 伝統的な構造と歴史的風貌保護要求。(四) 核の保護範囲と建設の制御地区。(五) 必要なその他の内容。</p> <p>歴史文化名城、名鎮、街区の制御性詳細規劃(制御性に関する詳細計画)を作成する場合、歴史文化名城、名鎮、街区の保護計画に適合していなければならない</p> <p>歴史文化名城、名鎮の保護計画の計画期間は都市、鎮全体計画の計画期間と一致していなければならない。歴史文化名村の保護計画の計画期間は村全体計画の計画期間と一致しなければならない。</p>
保護計画の審査	<p>歴史文化名城、名鎮、名村、街区の保護計画の成果編制段階において、歴史文化名城、名鎮、名村、街区の所在地の省、直轄市人民政府の城郷規劃部門は、専門家を組織して保護計画の成果を審査しなければならない。</p> <p>歴史文化名城、名鎮、名村の保護計画は省、直轄市人民政府によって決裁される。</p>
<p>注釈：歴史文化名鎮名村保護計画の編成要求は「中国歴史文化名城名鎮名村保護条例」と「歴史文化名城名鎮名村街区保護計画編制審批弁法」によりまとめする。</p>	

第5章 中国内モンゴル自治区の名鎮名村のケーススタディーについて

- 5-1 王爺府鎮について
- 5-2 ドロンノール歴史文化名鎮について
- 5-3 隆盛庄歴史文化名鎮について
- 5-4 小括

第5章 中国内モンゴル自治区の名鎮名村のケーススタディーについて

5-1 王爺府鎮について

5-1-1 王爺府鎮の概要

王爺府鎮は、内モンゴルの赤峰市のカラチン旗に位置しており、人口は3.8万人、鎮域面積は517 km²である。1670年カラチンのモンゴル王爺はここに王府を建て、モンゴル王公地方政権の発展によって住戸が集め、徐々に鎮として発展した。2008年に第4回目国家級歴史文化名鎮名村として指定された。

5-1-2 王爺府鎮の文化遺産

現地調査と王爺府鎮の名鎮名村の申請資料に基づいて、現在国家級文物保護單位が2件、市級文物保護單位が39件ある。また、伝統的民居、伝統的商舖などの歴史的建築、古井などの遺跡も残っている。

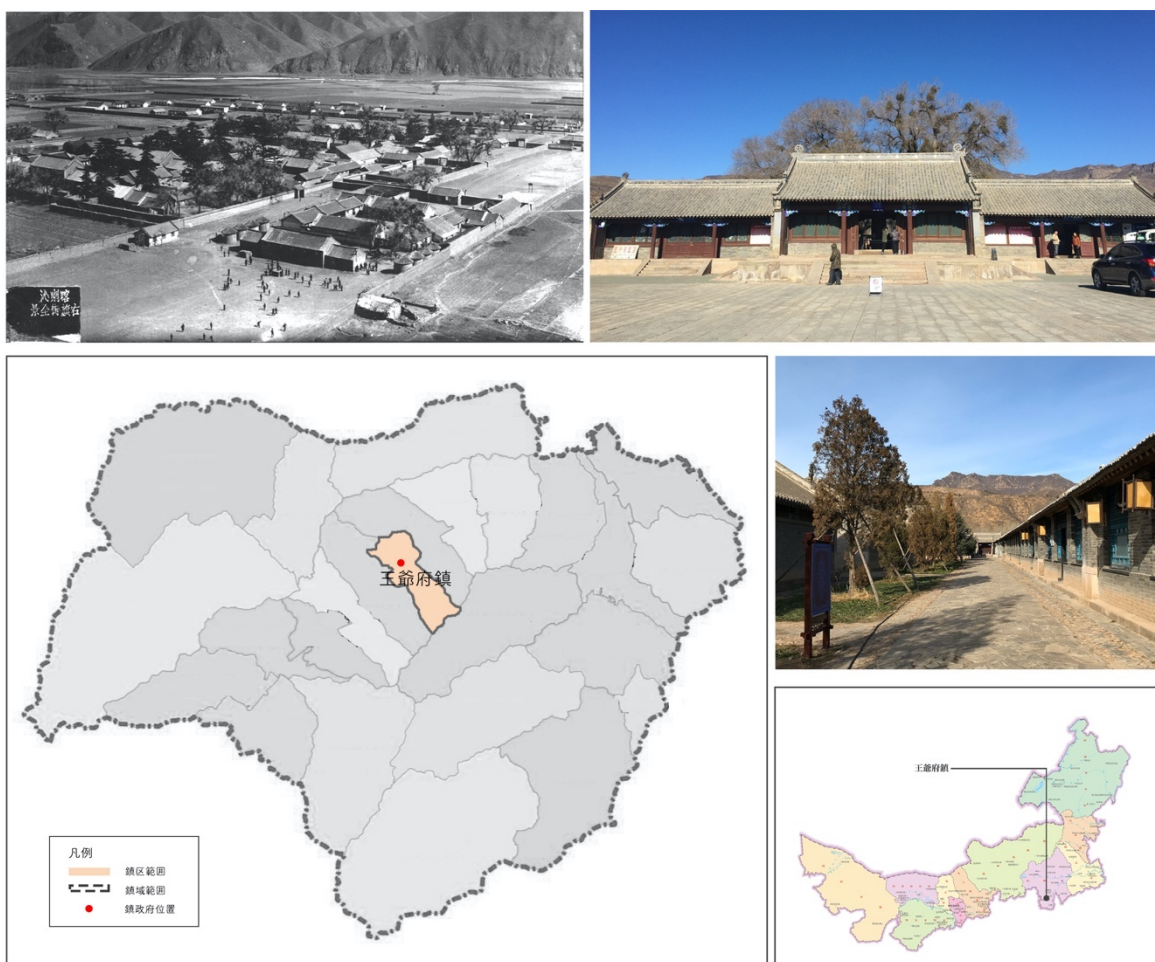


図5-1-1 王爺府鎮の位置

5-1-3 王爺府鎮の保護計画

(1) 計画の名称

保全計画の名称は「内モンゴル自治区王爺府鎮歴史文化名鎮保護計画」である。

(2) 策定年月日

2008年に王爺府鎮保護計画が策定され、保護計画期限2008-2020年であり、保護計画を三期（前期：2008-2010年、中期：2011-2015年、後期：2016-2020年）に分けている。

(3) 担当課

計画の組織部門は内モンゴルカラチン旗人民政府であり、策定部門は内モンゴル赤峰市恒遠計画市政設計株式会社である。

モンゴル自治区王爺府鎮歴史文化名鎮保護計画計画書の構成	
第1章	総則
第2章	計画原則と目標
第3章	保全枠組計画
第4章	保全等級と範囲
第5章	土地利用計画
第6章	人口と社会生活計画
第7章	建築高度と色彩制御
第8章	保護と更新モード
第9章	空間構造計画
第10章	道路と交通計画
第11章	緑化システムと生態環境計画
第12章	観光開発計画
第13章	環境保護計画
第14章	公共施設計画
第15章	保護と更新の年代順
第16章	保護と更新の方針
第17章	重点地区の整備事業計画
第18章	附則

図 5-1-3-1 計画の構成

(4) 計画の構成

王爺府鎮の保護計画は計画書、計画図と附録から構成されている。計画書は全18章で構成されている。計画図は21あり、附録は4つあり、附録1と2は第4章（保護等級と範囲）に関する内容について追加して説明し、附録3は第17章（重点地区の整備事業計画）について追加内容を説明し、附録4は歴史文化名鎮計画管理実施規定の内容について説明している。

(5) 計画の内容

第1章では、本計画の価値、計画根拠、計画のレベルと範囲と計画期限について説明している。

第2章では、本計画の目標と原則について説明している。

第3章では、保護枠組計画の目標、保護枠組の構成要素、構造、主題について説明している。

第4章では、本計画の保護等級と各保護範囲について述べている。

①保護等級

王爺府鎮の保護等級は各級文物保護単位の保護、歴史文化保護地区の保護、風景保護地区の保護として3つに分けられている。

②保護範囲

各級文物保護単位は附録1では、国家級の文物保護単位と市級の文物保護単位それぞれの保全範囲の規定について絶対保護地区、重点保護地区、一般保護地区として3つに分類して説明している。

歴史文化保護地区は「王爺府」歴史文化保護地区、「和碩端靖公主駙馬陵」歴史文化保護地区として2つあり、保全範囲は中心保護地区、建設制御地区と風格の協調地区に分類されている。王爺府歴史

文化保護地区の中心保護地区は 35 ヘクタール、建設制御地区は 46 ヘクタールである。「和碩端靖公主駙馬陵」歴史文化保護地区の中心保護地区は 8.45 ヘクタール、建設制御地区は 2.8 ヘクタールである。以上の歴史文化保護地区の風格の協調地区は旧鎮区の範囲である。

風景保護地区は印石山地区、錫伯河沿岸地区、砬子沟地区、十八羅漢山地区と四十家子芦苇湿地区として 5 つある。中心保護範囲地区、風格の協調地区に分類されており、各風景保護地区について新たな保護計画を策定する必要があると説明している。

第 5 章では、王爺府鎮の土地利用目標、原則と土地利用調整計画について説明している。

第 6 章では、王爺府鎮の人口管理、鎮民の社会生活計画について説明している。

第 7 章では、文物古跡、眺望景観と鎮区全体的高度制御、鎮区外部環境制御と建築物外観色彩制御について説明している。

中心保護範囲地区では、建築の高さは 2 階 (9m) 以下で制御する。建設制御地区では、建築の高さは 4 階 (12m) 以下で制御する。風格の協調地区では、建築の高さは 4 階 (12m) 以下で制御する。特例では、部分建築の高さは 5 階 (15m) 以下で制御する。

色彩制御については赤色、白、灰色を中心に制御している。

第 8 章では、建築の保護と更新 (保存、保護、一時的残す、改善、更新) について説明している。

第 9 章から 12 章では、鎮の道路と交通計画と観光開発計画の内容を述べている。

第 13 章では、環境品質指標 (大気環境品質、水質、騒音) の決定について説明している。

第 14 章では、公共施設計画 (パイプライン計画、火災計画、環境衛生施設計画、施設的设计要件) について説明している。

第 15 章 本計画の計画期間 (前期、中期、後期) の内容について説明している。

第 16 章 本計画の保護と更新の方針 (保全条例の策定と保全資金の設立) について説明している。

第 17 章 重点地区 (王府歴史地区、王府大街-歴史的な通り地区、錫伯河沿岸地区、印石山地区、王爺府村地区、福会寺地区) の整備事業計画について説明している。

附則では、計画の組織部門、法的効果を説明している。



図5-1-3-2 保護範囲

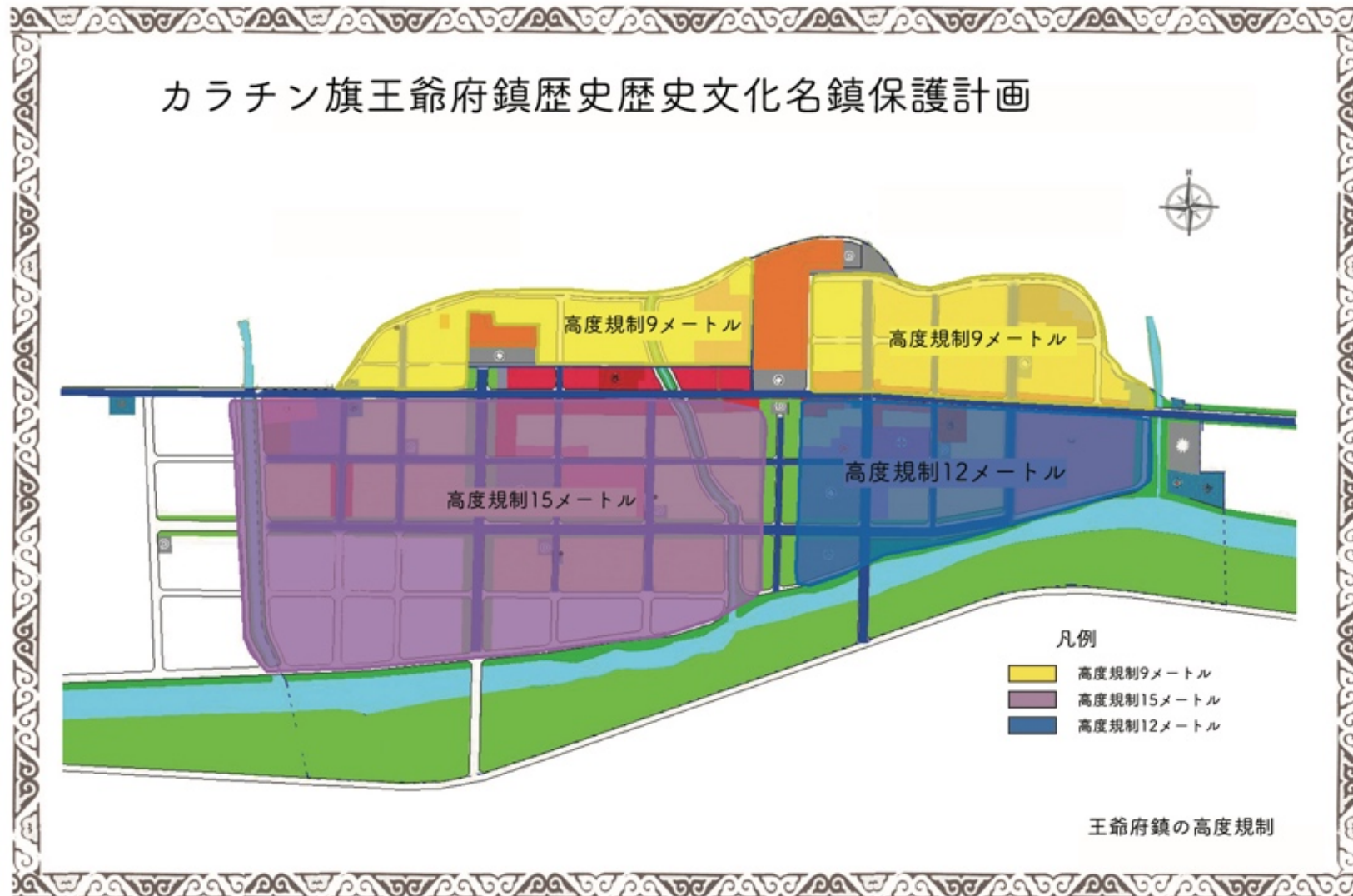


図5-1-3-3 建築高度規制

(6) 王爺府鎮歴史文化名鎮保護計画の特徴

① 保護計画は計画書、計画図と附録から構成されている。期限は2008-2020年であり、保護計画を三期に分けて、第15章では前期、中期、後期の行う内容を説明している。

② 保護対象と保護範囲について、保護対象を各級文物保護単位の保護、歴史文化保護地区の保護、風景保護地区の保護として3つに分けられて、各級文物保護単位と歴史文化保護地区の範囲を文書と図面より明確に決めている。また、各保護範囲内の建築高度規制を行っており、建築色彩制御について文書より説明している。

③ 鎮内の住民に対して、道路と交通計画、人口管理、鎮民の社会生活計画と公共施設計画についても言及した。

④ 第16章では保全条例の策定と保全資金の設立の必要性を述べており、附録4では計画管理実施規定の内容について説明している。

⑤ 重点地区の整備事業計画について第17章で説明し、附録3では文書より内容を追加している。

⑥ 鎮の観光開発計画の内容について、文書と図面より説明している。

(7) 王爺府鎮歴史文化名鎮保護計画の課題

① 現地調査と王爺府鎮の名鎮名村の申請資料に基づいて、鎮内では各級文物保護単位は41件があり、伝統的民居、伝統的商舗などの歴史的建築、古井などの遺跡も残っており、非物質文化遺産もあることをわかる。しかし、計画内には鎮全体の文化遺産の現状と価値の分析が見られなかった。保護等級と保護範囲について、各級文物保護単位しかなかった。第8章では、建築の保護と更新模式を説明しているが、その定義、現状と評価などのリストもなかったため、各級文物保護単位以外の文化遺産の不明確により保護事業が行うのは難しくなると考えられる。

② 計画書と計画書の内容に関する計画図が不明であることが見られる。具体的に説明すると、風景保護地区は5つあると文書で説明があるが、面積、範囲などの図面が不明状況である。第7章（重点地区の整備事業計画）は計画書の内容に関する計画図が不明状況である。建築の色彩制御について、計画書に関する内容の図面が不明状況である。

5-2 ドロンノール歴史文化名鎮について

5-2-1 ドロンノール鎮の概要

ドロンノール鎮は、内モンゴル自治区シリングル盟のドロンノール県に位置しており、モンゴル語で「七つの湖」の意。北京の北方約250kmに位置する。人口は4.3万人、面積は315km²である。清代、宮廷の勅願寺である善因寺、彙宗寺の二つのラマ廟を中心に門前町として発展、廟の法会の期間には漢族商人たちも集まり、モンゴル族との交易要地となって徐々に鎮として発展した。

5-2-2 ドロンノール鎮の文化遺産

ドロンノール鎮は、2008年、第4回目国家級歴史文化名鎮名村として指定されており、現在国家級文物保護単位が10件、自治区級文物保護単位が1件ある。ドロンノール鎮では、伝統的街路が8件あり、全長は2,260mである。

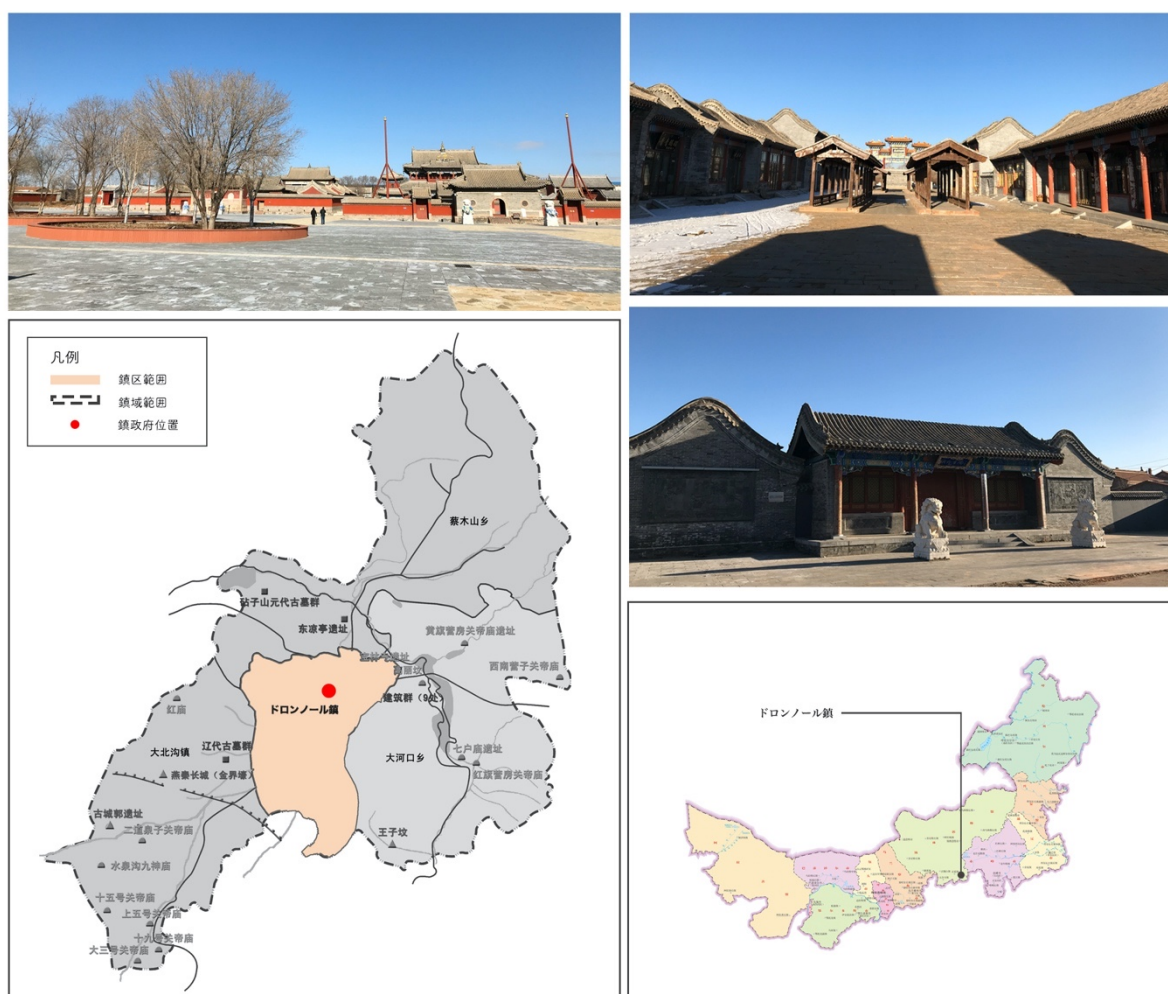


図5-2-1 ドロンノール鎮の位置

5-2-3 ドロンノール鎮の保護計画

(1) 計画の名称

保全計画の名称は「内モンゴルドロンノール歴史文化名鎮保護計画」である。

(2) 策定年月日

2008年1月にドロンノール歴史文化名鎮保護計画が策定され、保護計画期限は2008-2020年である。

(3) 担当課

計画の組織部門は内モンゴルドロンノール県人民政府であり、策定部門は中国都市建設研究院である。

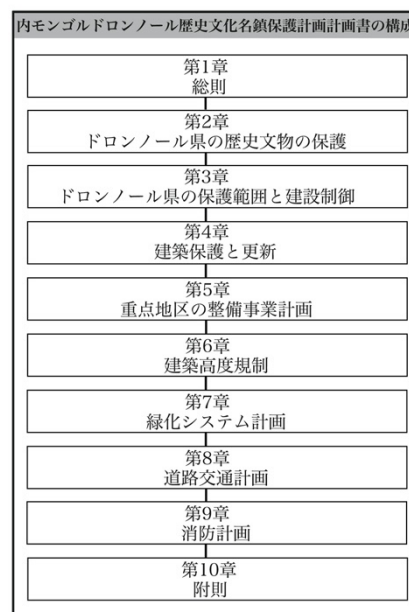


図 5-2-3 計画の構成

(4) 計画の構成

ドロンノール鎮の保護計画は計画書、計画図、附録から構成されている。計画書は全10章から構成されている。

(5) 計画の内容

ドロンノール鎮の保護計画は全10章で構成されている。

第1章では、本計画の価値、計画根拠、計画のレベルと範囲と計画期限、保護原則について説明している。

ドロンノール鎮の保全原則は、以下の4点である。

- ① 歴史文化の真正性を守る原則
- ② 歴史的環境を保護する原則
- ③ 合理的かつ持続可能な利用の原則
- ④ 名鎮保全と都市建設の協調開発の原則

第2章では、文物保護単位の数、保護範囲と保護措置について述べている。

第3章では、ドロンノール鎮全体の保護範囲について説明する。

ドロンノール鎮の保護計画のゾーニングは中心保護範囲地区、建設制御地区に分類されている。保護対象は、匯宗寺、善因寺を中心するラマ寺院エリアと旧城（都市マスタープランで南城区）を中心とするエリアである。

中心保護範囲地区は伝統的街路の歴史的・文化的特徴、文化遺跡と歴史的建造物の真正性と安全性を保護するための区域である。面積は61.7 ha (0.671 km²) であり、匯宗寺地区、善因寺地区、西山会館地区、ハラル北寺地区に分類されている。

建設制御地区は、中心保護範囲地区の歴史的・文化的特徴と協調するために、中心保護範囲地区の

周辺の保全のための計画と管理を実施する地区であり、面積は289.2 ha (2.892 km²) である。

第4章では、保護計画における建築保護方式は以下の通りである。

保全範囲内の建築現状の評価を通じて、保護建築、歴史建築候補、一般歴史建築、解体すべき建築、その他の建築として分類する予定である。保護建築以外の建築については、まだ評価が行われていないために、分類されていない状況である。

第5章では、重点地区の整備事業計画について説明している。

第6章では、建築高度規制の内容を述べている。建築高度規制は1階(7m)以下で規制する区域、2階(10m)以下で規制する区域、3階(13m)以下で規制する区域に分類されている。その中で保護建築と歴史建築候補は元の建物の高さを維持することを基本とする。中心保護範囲地区の建築は、全て1階(7m)以下で規制する。

第7章から9章では、鎮の緑化計画、道路と交通計画と火災計画の内容を述べている。

附則では、計画の組織部門、法的効果を説明している。

(5) ドロンノール歴史文化名鎮保護計画の特徴

- ① 保護計画は計画書、計画図と附録から構成されている。期限は2008-2020年である。
- ② 保護対象と保護範囲について、保護対象に対して、各級文物保護単位と歴史建築のリストがあり、保護方法と措置を説明している。保護範囲について、中心保護範囲地区、建設制御地区に分類されており、建築高度規制を行っている。
- ③ 鎮内の住民に対して、緑化計画、道路と交通計画と火災計画についても言及した。

(6) ドロンノール歴史文化名鎮保護計画の課題

第2章では、伝統的街路として8件が記載され、保護範囲においても記載されているが、具体的な保護が伴っていない状況にある。

第3章では、保護原則の1つに「歴史的環境を保護する原則」が記載されているが、歴史的環境の保護に関する具体的方法が記載されていない。

第3章では、建築の分類について記載されているが、保護建築以外は評価が行われていないため、保護建築以外に保護すべき建築が特定されていない（把握されていない）とともに、これらの改築や取り壊しなどが進む恐れがある。

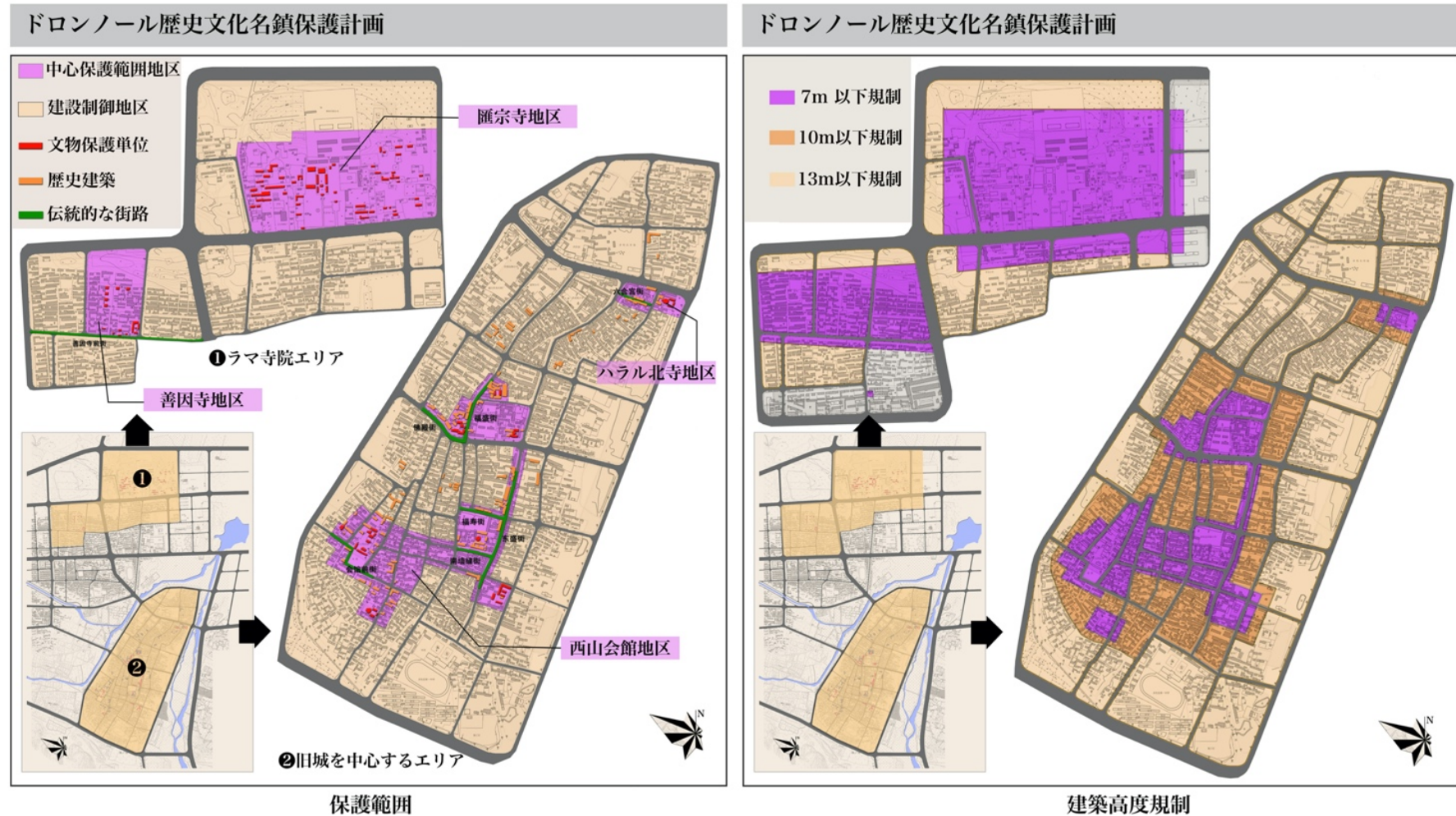


図5-2-3 保護範囲と建築高度規制

5-3 隆盛庄歴史文化名鎮について

5-3-1 隆盛庄鎮の概要

盛莊鎮は、内モンゴルの豊鎮市に位置している。鎮域面積は415 km²、人口は約40441人であり、鎮区面積は1.8 km²、人口は約13100人である。1768年に生まれた隆盛莊鎮は、商業的に栄えた町として知られており、北京からモンゴル草原へ向かうまでの重要な経由地であり、休憩場所や商品流通拠点でもある。約260年の歴史があり、豊かな歴史文化資源を持っている。

5-3-2 隆盛庄鎮の文化遺産

隆盛莊鎮の歴史文化資源としては、国家級文物保護単位である明長城遺跡、自治区級文物保護単位である南廟および清真寺(モスク)、11件の市級文物保護単位がある。また、大北街、大南街などの歴史街巷が隆盛莊鎮の全域に分布しており、伝統的民居(四合院)、伝統的商舖などの歴史建築、古井などの遺跡も残っている。

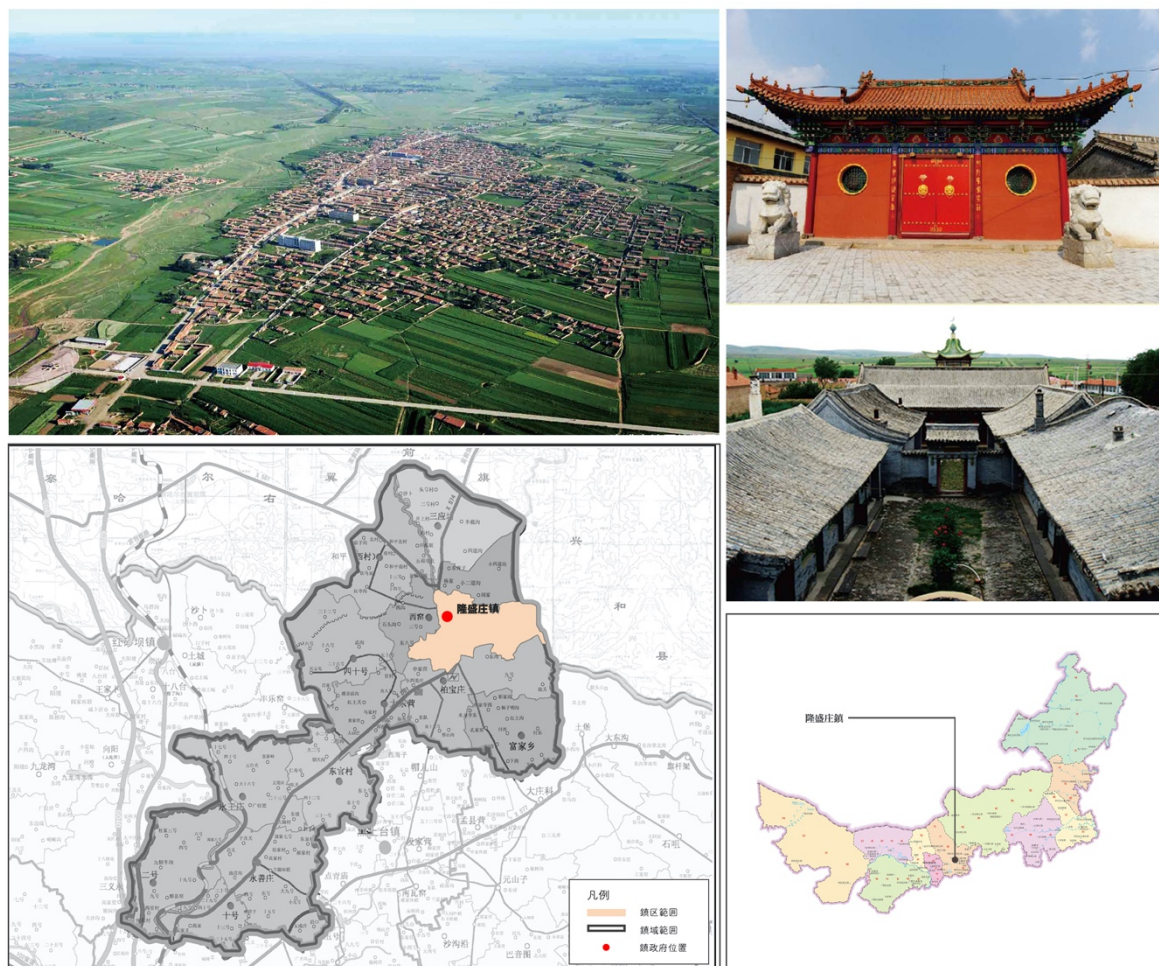


図5-2-1 ドロンノール鎮の位置

5-3-3 隆盛荘鎮保護計画

(1) 計画の名称

保全計画の名称は「内モンゴル自治区豊鎮市隆盛荘鎮保護計画」である。

(2) 策定年月日

2013年2月に隆盛荘鎮保護計画が策定され、保護計画期間は2013-2030年であり、保護計画を三期(前期:2013-2015年, 中期:2015-2025年, 後期:2025-2030年)に分けている。

(3) 計画の担当

計画の所管は、豊鎮市人民政府であり、計画の策定は、都市科学計画設計研究院が担当している。

(4) 計画の構成

隆盛荘鎮の保護計画は計画書、計図から構成されている。計画書は総則、附則を含めて全10章から構成されている。

(5) 計画の内容

総則では、編集の背景と目的、指導思想、規範基準、適用範囲、計画範囲と計画期間の内容が含まれている。

第1章では、隆盛荘鎮の位置、概況(人口、面積、民族)、歴史沿革を概観し、歴史的価値、特徴と都市及び環境の現状の評価をしている。

第2章では、隆盛荘鎮の保護内容が、①古鎮の伝統的な構造と歴史の風貌、及びそれに依存する自然環境、②伝統歴史風貌地区、③歴史的川と街巷、④各級文物保護単位と不動の文化遺跡、⑤歴史建築、⑥歴史環境要素(石碑、古井)、⑦非物質文化遺産であることを記載しており、それぞれの保護対象と現状を評価している。

第3章では、計画原則、計画範囲、建築の高度制御、建築分類と保全管理方式の内容を述べている。

① 計画原則

隆盛荘鎮の保護原則はこの地域全体を保全することであり、空間スケールを維持し、周囲の自然環境を開発することはできない。隆盛荘鎮地方政府は公共サービス施設や生活環境、インフラを改善し、鎮村の人口をコントロールするために、適切な計画に基づいて、地元の経済と社会の発展を行う。

② 計画範囲

計画範囲は名鎮名村の重要な地区を保全するために、中心保護範囲地区、建設制御地区、風格の協調地区に分類されている。中心保護範囲は0.145 km²(14.5ha)であり、伝統商店街区、伝統住居区、宗教文化区に分類されている。建設制御地区は0.25 km²(25ha)であり、風格の協調地区は0.61 km²(61ha)である。

③ 建築保護と更新

建築高度の制御は、①中心保護範囲地区では、建築の高さは1階(5m)以下で制御する、②建設制御



図 5-3-3-1 計画の構成

地区では、建築の高さは2階(8m)以下で制御する、③風格の協調地区では、建築の高さは3～4階(15m)以下で制御する、④制限高度を超えた建築は、地方政府が審査を行い、承認された場合に建てることのできるとしている。

建築の分類は、保全範囲内の建築現状の評価を通じて、文物保護単位以外の建築は歴史建築、伝統風貌建築、伝統風貌と協調する建築、伝統風貌と衝突する建築に分類されている。その4種類の建築に関する保全管理方式は、①歴史建築：外観の特徴を変えず、建築内部を適切に修復する(修復)、②伝統風貌建築：修理を請求する上で、建築の元の材料、色、外観に沿って改善する(改善)、③伝統風貌と協調する建築：伝統風貌と協調しているので、開発を制限して、現状を維持する(保留)、④伝統風貌と衝突する建築：伝統風貌と協調させるために、建築内部を改造し、外部を更新する(改造更新)、である。

第4章では、非物質文化遺産を保有する文化空間の保護原則と保護対策を述べている。鎮内では「6月24日伝統廟会」(お祭り)、「龍舞」、「月餅製作」の自治区級非物質文化遺産が3つあり、それぞれを行う場所を保全し、自治区級非物質文化遺産をテレビ、本、パネルなどの方法で宣伝するとしている。

第5章では、村鎮建設の関連計画の内容を述べている。鎮全体の建設範囲と規模を指定し、道路交通計画、給水排水施設、電気施設、暖房施設などの内容が含まれている。

第6章では、展示利用計画の内容を述べている。展示利用原則に基づいて、各級文物保護単位、歴史建築、歴史環境要素、非物質文化遺産などを展示する際には、展示ルートを設定して展示することによって、観光資源として利用するとともに適切な展示施設(観光サービス施設)を設置するとしている。

第7章では、前期の保護と整備計画(2013-2015年)の内容を述べている。前期保護計画の重点範囲は伝統商店街区であり、具体的な整備項目は、①鎮内のすべての歴史建築に対する解説資料の作成やリスト化、②文物、歴史建築及び中心保護範囲地区内の重点建築や伝統的民居(四合院)の保護と整備、③道路交通施設の建設、④観光サービス施設(駐車場、観光センター)の建設、⑤基礎施設(給水排水施設、電気施設、郵便局)の建設、⑥避難場所、避難ルートの設置、⑦管理機関(隆盛荘鎮保護管理委員会)の設置と関連制度の整備、⑧観光の開発である。

第8章では、計画の実施対策を述べている。計画を実施するために、全体的な戦略を決め、隆盛荘鎮保全計画を管理する体制(隆盛荘鎮保護管理委員会の構築)を整備し、計画を実施する管理人員、管理制度を定める。また、日常管理で行うべき内容を述べている。

附則では、計画の組織部門、法的効果を説明している。

内モンゴル自治区豊鎮市隆盛莊鎮保護計画

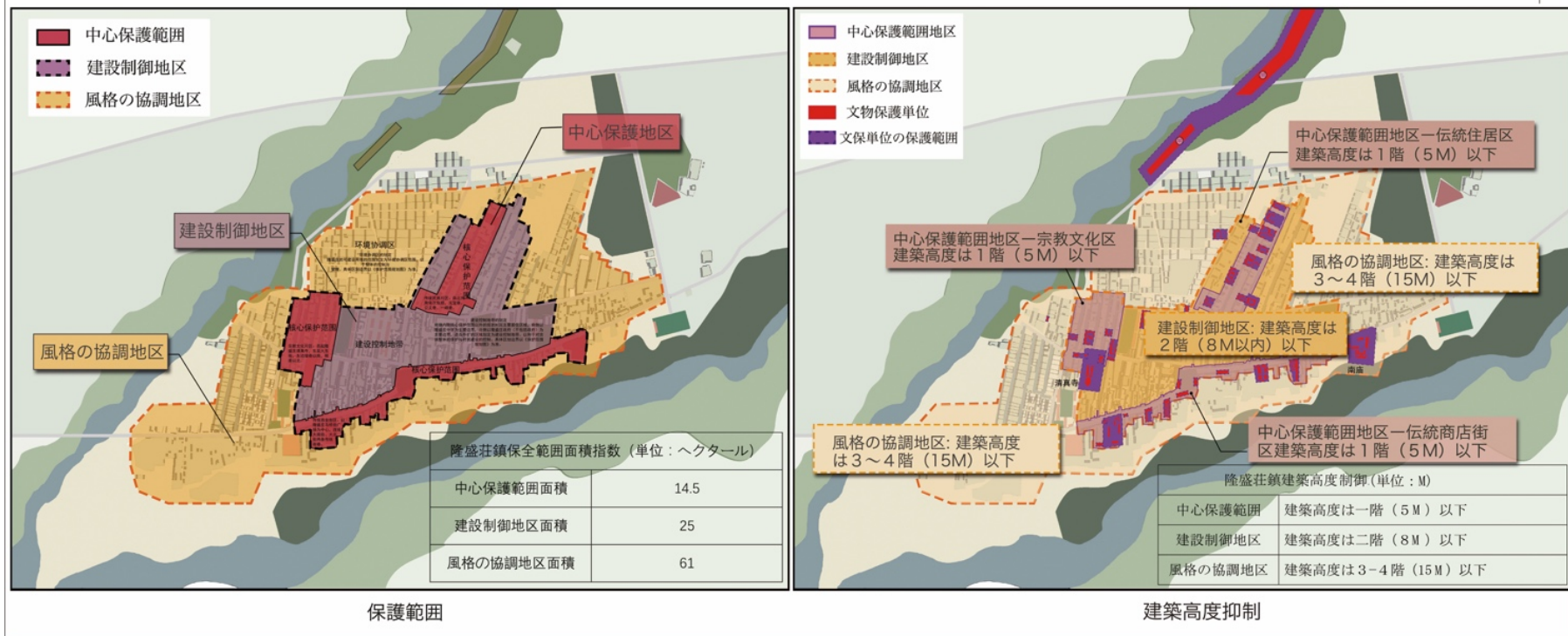


図5-3-3 保護範囲と建築高度規制

(6) 隆盛荘鎮保護計画の特徴

- ① 計画の所管は、人民政府であり、計画の策定は、設計会社が担当している。策定後の管理と運用は人民政府が行っている。
- ② 鎮内の保護区域を確定した上で、主に中心保護範囲地区、建設制御地区、風格の協調地区と分類しており、保護区域内の建設や開発を制限することができる。
- ③ 鎮内の自治区指定非物質文化遺産についての管理と対策の内容も含まれており、非物質文化遺産の保護の役割を果たしている。
- ④ 保護計画の中には、地元住民のためのインフラと道路交通に関する内容が含まれている。

(7) 隆盛荘鎮保護計画の課題

- ① 歴史的建造物の保護についての記載はあるが、周辺の自然環境の保護についての記載は不在である。
- ② 保護範囲内の建築について保護管理を行う中で、単体建築の保護は行っているが、伝統的な町並み全体の保護管理は行っていない。
- ③ 第7章においては、前期の保護と整備計画(2013-2015年)の内容はあるが、中期と後期の計画内容は不在であるため、将来像が不明である。
- ④ 計画内では、住民参加についての記載は不在であるため、住民参加に基づいた計画内容となっているかは不明である。

5-4 小括

内モンゴルの王爺府鎮、隆盛莊鎮、ドロンノール鎮として3つのケーススタディーを整理したところで、保護計画について、以下にまとめる。

(1) 鎮の価値特徴の調査について

3つのケーススタディーは、鎮の価値特徴の調査については、隆盛莊鎮、ドロンノール鎮は現状評価の内容があり、王爺府鎮はないことがわかった。

(2) 保護内容について

3つのケーススタディーは、保護対象として文物保護単位に中心にし、建築の分類と高度規制の内容が見られ、王爺府鎮は建築色彩規制があることをわかった。隆盛莊鎮、ドロンノール鎮は非物質文化遺産の保護計画の内容もあることをわかった。保護範囲としては、隆盛莊鎮と王爺府鎮は中心保護範囲地区、建設制御地区、風格の協調地区と3つに分類され、ドロンノール鎮は中心保護範囲地区、建設制御地区2つに分類されている。保護措置としては、王爺府鎮とドロンノール鎮は重点地区の整備計画の内容があり、隆盛莊鎮は前期保護と整備計画の内容があることをわかった。

(3) 住民生活について

3つのケーススタディーは、住民生活について、インフラ、道路と交通の計画と防災計画があることをわかった。王爺府鎮とドロンノール鎮は緑化システムの計画の内容も見られる。

(4) 経済と発展について

王爺府鎮は観光計画の内容があり、隆盛莊鎮は展示利用計画の内容がある。

3つのケーススタディーの共通点としては、計画期間は10年以上の計画であり、長期間の計画とわかる。計画の構成は計画図と計画書から構成し、追加内容として、附録も見られる。計画内容は大体計画原則、計画範囲と建築の規制、住民生活についてインフラ、交通などの計画があることがわかる。計画の中心は保護範囲の規定や文物保護単位の保護対策になるとわかる。

(5) 課題と展望について

課題としては、保護対象は文物保護単位に中心にして、それ以外の文化遺産（歴史的環境要素、歴史建築、非物質文化遺産等）についても現状や評価をよく把握していないことがあり、それぞれに対する保護措置も足りないことが見られる。

保護範囲は中心保護範囲地区、建設制御地区、風格の協調地区と2つか3つに分類されるが、歴史的建造物の保全についての記載はあるが、周辺の自然環境の保全についての記載は不在である。保護範囲は文物遺跡、歴史建築そのものに限らず、密接な関係がある周囲の人文と自然環境にまで拡大しなければならないと考えられる。

住民生活と経済発展から見ると、インフラ、交通、観光などの計画が見られるが、持続可能な長期保護を実現するには、総合的な保護と経済成長への発展を重視し、元住民の利益を保護し、都市と村の経済機能を維持し、住民の日常生活に密接に関係するインフラ環境を整備し、向上させるべきであると考えられる。

計画期間から見ると、3期に分けられるか10年以上の計画であるので、計画の内容を深化と細分化すべきであり、名鎮名村の中心保護範囲地区の制御性と建設性の詳細計画を制定することが重要であると思う。

		王爺府鎮	ドロンノール鎮	隆盛莊鎮
鎮の特徴		王爺府の建設により、鎮として発展（日本の場合は城下町と似てる）	チベット仏教寺の建設により、鎮として発展（日本の場合は門前町と似てる）	商業的に開発された鎮（日本の場合は商人町と似てる）
指定年		2008年	2008年	2008年
計画策定年		2008年	2008年	2013年
担当課	組織部門	カラチン旗人民政府	ドロンノール県人民政府	豊鎮市人民政府
	策定部門	内モンゴル赤峰市恒遠計画市政設計株式会社	都市科学計画設計研究院	都市建設研究院
計画名称		内モンゴル自治区王爺府鎮歴史文化名鎮保護計画	内モンゴルドロンノール歴史文化名鎮保護計画	内モンゴル自治区豊鎮市隆盛莊鎮保護計画
計画期間		3期	1期	3期
計画構成		計画書、計画図、附録	計画書、計画図、附録	計画書、計画図
計画内容	総則	○	○	○
	計画根拠と目標	○	○	○
	原則	○	○	○
	高度	○	○	○
	保全範囲地区	○	○	○
	非物質文化遺産保全計画	-	○	○
	観光計画	○	-	-
	道路と交通計画	○	○	○
	保護内容	○	○	○
	保存現状評価	-	○	○
	緑化システム計画	○	○	-
	土地利用計画	○	-	-
	重点地段整治规划	○	○	-
	工程设施规划	○	○	○
	環境保護計画	○	-	-
	建築保護と更新	○	○	-
	防災計画	○	○	○
	計画実施対策	○	○	○
	文物保護単位保護対策	○	○	○
	人口と社会生活計画	○	-	-
	建築外觀色彩制御	○	-	-
	空間構造計画	○	-	-
	展示利用計画	-	-	○

表5-4 中国内モンゴル自治区の名鎮名村のケーススタディーの比較

第6章 モデル事例を通じた中国・内モンゴル自治区に向けた歴史文化名鎮名村保護手法の提案

6-1 中国におけるモデル事例

6-2 中国のモデル事例との比較分析を通じた内モンゴル名鎮名村への提案

6-3 総括

第6章 モデル事例を通じた中国・内モンゴル自治区に向けた歴史文化名鎮名村保護手法の提案

6-1 中国におけるモデル事例

6-1-1 周莊鎮の概要

周莊古鎮は、江蘇省の昆山市に位置しており、水郷古鎮の1つとして有名である。唐初は「貞富里」と称されていた。北宋に鎮として建設され、元代中期には、周莊が水運の要衝であるとして活かし、食糧・絹等の集積地として発展させた。明・清時代になると江南地方における重要都市として発展、商業が隆盛した。今の古鎮区には3000人の住民がいる。面積は約0.4km²である。

6-1-2 周莊鎮の文化遺産

周莊古鎮は、全長3kmの川の道には、古石橋13基が残っている。町中には100軒近くの古い邸宅と60棟以上の門楼がまだ残っており、その中に明清時代の6万m²の建物がある。全鎮の歴史文化遺産は38か所で、省級文物保護単位は3か所に数えられ、市級文物保護単位は4か所で、1995年に江蘇省歴史文化名鎮と指定され、2003年に1回目の国家級歴史文化名鎮として指定された。



周莊鎮の昔の写真

(図の出典：阮儀三、邵甬：精を出して自然に復す
—周庄古鎮保護計画、
都市計画 1999年第23巻第7期, pp55, 1999. 11)



周莊鎮の水郷景色

(図の出典：周莊鎮の観光ホームページ)



周莊鎮の水郷景色

(図の出典：周莊鎮の観光ホームページ)

6-1-3 周荘鎮の保護計画の展開過程

(1) 周荘全体及び保護計画（1986年）

1982年代、同済大学の阮義三教授が担当した江南水郷古鎮の調査研究と保護計画の策定を行った。その中に、周荘古鎮は江南水郷古鎮の一つとして保護事業も始まっており、最初の保護計画が行った。

① 古鎮の特色分析

周荘古鎮は、水で町を作り、水で住み、美しい水郷の景色を持つ。住民は伝統的な生活様式を残しており、祭りなども行っている。まだ昔の一部の手工業を保留しており、同時に豊富な農産物と水産物を持っている。

② 現状問題の分析

居住環境と家屋の質が比較的悪い。工業汚染は古鎮の保護と住民の生活に影響を与える。対外交通が不便で、経済発展が制限されている。従来の商店街は狭く、住民の豊かさとともに、従来の商業はすでに需要を満たすことができなくなった。計画と管理の難しさが大きい。即ち新しい建設は古鎮の保護を損ないことがあり、既存の伝統的な建築様式を保留すると、住宅の私有と経済費用が大きい。そのため、政府は経済補助金を与えることができず、制限を受けている。

③ 計画の特徴

都市の経済発展と古鎮の保護との間の矛盾を解決する。

計画の原則：古鎮を保護し、新区を建設し、経済を發展させ、観光を開拓する。

全体計画配置：周荘鎮の保護計画において、全鎮を古い地区（伝統的な商業的街）、新区（行政センター）、工業地区（急水港以北地域）として3つの区に分ける。同時に車は古い地区に入ることを制限する。古い地区は古鎮の保護の重点で、この地区は古鎮の風貌を維持するべきで、古鎮の観光スポットを回復して、古鎮の観光を發展する。古鎮区外で新区を計画し、すべての新築プロジェクトを新区に置く。急水港は北に工業区を切り開いて経済を發展させる。古鎮はまず保護と補修を行い、条件が成熟したら観光経済を開拓する。

古鎮保護と發展計画：保護計画は現状を詳しく研究した後、鎮の歴史文化的古跡、特色と価値の評価を行う。保護計画は鎮全体で3級の保護範囲を区分し、それぞれ重点保護区域、一般保護区域、環境保護協調区である。重点保護区域は解体を厳しく管理する必要があり、空間スケールと形態はもとの姿を維持する。一般的な保護区域の範囲は伝統的な古い街区と重点保護区域で、階数と色をコントロールすることが要求され、伝統建築との一致をはかる。環境保護協調区の範囲は古鎮の風貌影響区で、できるだけ伝統と調和した建築形式を採用して、二階を主とし、三階を超えないようにする。また、全体計画に基づいて、周荘鎮中心の南北市河について詳細な計画を制定した。

それ以外、交通計画、環境保護の計画、公共施設計画、観光計画の内容及び、それぞれに対外交通が不便、工業汚染の問題、居住環境が悪い、観光より経済を發展することを解決する提案をしている。

(2) 周庄古鎮区保護の詳細計画（1997年）

① 現状問題

1986年計画後の周庄古鎮は、数年前の計画の重点として重点文物保護単位の保護と観光発展が主であったため、生活の質の改善に取り組む能力がなく、生活と環境の質の悪化（水環境の破壊、住民の生活污水問題）が発生し、生活の質を改善する必要がある。それ以外は、高齢者問題が目立つ、公共空間の退廃などの問題も出ている。

② 計画の特徴

研究者たちは1986年の第1回目の保護計画が完成してから十数年間、江南水郷古鎮に対して追跡調査を行った。検査実施効果とともに、より完璧な保護の道を求めるため、1997年、周庄古鎮保護計画を新たに制定し、江南水郷古鎮の十数年間の調査と実践をまとめて、「持続可能な発展」の保護原則を提出した。即ち周庄鎮の保護と発展は以下の二つの方面の関係をうまく処理することである。

保護と更新の関係は、価値のあるものを保護する。いくつかの立ち遅れた、不健全なものについては、断固として、現代の市政施設を導入するなどの更新が必要である。このようにしてこそ、古鎮の健康な生命を維持することができる。

観光と生活の関係は、周庄古鎮はすでに世界の注目の観光スポットとなっているが、観光と住民の生活には異なる空間と施設が必要である。両者は才能を兼ね備えてお互いに促進してこそ、持続的に発展することができる。

計画は保護計画、空間構造計画、市政工程計画、観光計画、風貌整備計画の内容を含む。

保護計画は、保護範囲を規定し、古鎮区の建築及び空間に対して明確な区分保護と改造の措置を提出した。風貌整備計画は、建築に加えて、全体の環境に空間構造、緑化配置などを含めて細かい「修理」を行う。古鎮区の重点区の整備内容は主に川沿いの街の立地整備や住宅街の詳細な整備設計などが含まれる。市政工程計画は、生活の質を改善するために、主に水環境の改善、住民の生活污水問題を解決する。

(3) 崑山市周庄鎮全体計画（2008～2020年）

2008年に「崑山市周庄鎮全体計画（2008～2020年）」を制定した。その中、「歴史文化名鎮保護計画」の内容を含む。この計画は文物保護単位と歴史文化名鎮の保護範囲を定めており、保護原則、保護テーマ、保護要素、全体構造を明確にしている。また、古鎮全体の保護、古鎮区の建築保護と整備、非物質文化遺産保護などに対して計画を提出した。

(4) 崑山市周庄歴史文化名鎮保護計画（2011年）

2011年、周庄鎮政府は「崑山市周庄歴史文化名鎮保護計画」を制定した。古鎮の保護と発展における新たな問題に対して、物質文化遺産と非物質文化遺産を含む二つの内容を構築し、鎮域の歴史環境と資源、歴史鎮区、歴史文化街及び歴史文化遺跡などの四つの段階の保護体系を構築し、保護計画の内容を増やし、計画の対応性と操作性を強化した。

6-1-4 他の保護措置

(1) 保護機関の設立

1988年に周荘観光会社が設立され、古鎮の保護修理の主役を務め、古鎮の修理費は保障された。

1999年に「周荘古鎮保護委員会」を設立し、周荘鎮政府に直属し、鎮長が委員会主任を兼任し、事務室を設置し、人員は建設管理所に配備され、古鎮の保護を専門に管理し、古鎮の保護補修チームを組織する。その後、「周荘古鎮保護専門家グループ」を設立した。国家歴史文化名城保護委員会副主任の鄭孝ソブさん、国家文物局専門家組長の羅哲文さん、同済大学歴史文化名城研究センターの阮儀三教授が顧問を担当している。現在、古鎮保護事務室の管理員は12人で、古い建築修理チームのメンバーは6人である。

(2) 保護法規条例

1992年に「周荘鎮市容整頓管理条例」が公布された。これは初めて古鎮の保護行為を規範化する法規条例として制定された。周荘を国家級歴史文化名鎮に、また世界文化遺産を申請するために、1999年に「古鎮保護暫定規定」を公布した。内容は主に周荘古鎮の保護内容、範囲、基本点、綱領及び保護された主体を強調した。具体的には古鎮の建物の作り方、階建て、要求を定め、賞罰措置を定めた。

2003年に「周荘古鎮保護暫定規定」が新たに定められた。古鎮の保護に対して家屋の中の内装を建て：店の札、照明、エアコン、太陽エネルギーの湯沸かし器の設置；公房の管理；ごみの処理；工事前、中、後期の管理；経営者の管理はすべて厳格な決まりをした。

(3) 保護資金

① 観光会社を設立し、チケットで資金を調達する。

観光会社を設立して、旅行の収入は全部古鎮の保護に入る。観光会社の従業員の給料は会社が旅行ホテルを開業した収入で解決する。チケットの収入は最初の年は1.5万円で、今は1億元以上になっている。そのうち30%から50%は古い建物の修理と古鎮の保護に投入される。

② 地元住民は観光サービスを展開し、自己資金を調達する。

古鎮の古い建物の50%近くが地元住民のである。政府は観光ルートの前店後宅の住宅を許可して、地元住民は観光客のためにサービスする商店を開設する。しかし、ホテルは厳しいである。20年来、地元住民経営の収入の1/3は自分の古い家を修理するために使われて、1/3は生活を改善するために使われている。

③ 鎮管理賃貸料や古鎮保護基金などを通じて資金を調達する。

古鎮区の賃貸収入の50%を古い建物の修理（毎年約100万円）に使い、事務室の職員の給料はすべて政府の財政支出による。2000年に最初の古鎮保護基金を設立して、長年にわたって資金を1000万元以上集めた。

6-2 中国のモデル事例との比較分析を通じた内モンゴル名鎮名村への提案

(1) 価値特徴と現状問題の把握

保護計画の重要な内容は価値特徴と現状問題の把握であると考えられる。周荘鎮の保護計画のみならず、古鎮の特色と現状問題の分析である。価値特徴の把握としては、主に文物保護単位、歴史建築、環境要素、歴史文化街、歴史街巷（河道）などの内容を含み、これらの保護内容の名称、数量、規模及び基本的な保存状況を調査する。そして文物保護単位、歴史建築、環境要素、歴史文化街区のリストを作成すべきである。

内モンゴル名鎮名村の保護計画から見ると、保護すべき内容は大まかに述べるだけで、保護リストが無い状況があり、具体的な保護対象ごとの情報が表示されていないため、保護計画の編成が完了し、地方政府はまだ何を守るべきかわからない可能性がある。

(2) 保護内容

1986年から今まで、周荘古鎮の保護計画を調整し、修正していくことが見られる。

周荘古鎮の保護計画は文物保護単位の保護を重視から、歴史建築、環境要素の保護に発展していることであり、2011年の計画からは非物質文化遺産を重要な対象にして、保護を行っていることをわかる。

内モンゴルの名鎮名村は、単体の建築の保護を重視から周辺の環境も重視し、保護は文物古迹、歴史建築そのものに限らず、密接な関係がある周囲の人文と自然環境にまで拡大しなければならないと考えられる。

(3) 修復措置

周荘古鎮は「都市の経済発展と古鎮の保護との間の矛盾を解決する」考え方であることがわかる。

内モンゴルの名鎮名村の保護計画は、建築修復から総合的な保護と経済成長への発展を重視し、持続可能な長期保護を実現するには、元住民の利益を保護し、都市と村の経済機能を維持し、住民の日常生活に密接に関係するインフラ環境を整備し、向上させるべきであると考えられる。

(4) 保護体系

周荘古鎮は1980年代から、保護計画を編成するとともに、保護機関の設立、保護法規条例の制定、保護資金の集めることを同時に行っていることをわかる。保護機関は政府だけでなく、古鎮の保護補修チームを組織し、専門家の協力も見られる。保護法規条例の制定は年より、修正や更新し、内容は具体的に、詳細であり、操作性が高いである。保護資金は政府主導ではなく、住民からの協力もあり、観光資金より保護が行われ、保護より住民生活が改善されていることをわかる。

内モンゴルの歴史文化名鎮名村の保護は、政府主導のから、建築家、専門家の技術協力だけではなく、次第に住民参加と広く支持される保護運動に転換すべきであると考えられる。

6-3 まとめ

(1) 総括

以上より、本研究においては、まず、中国の歴史的環境保全の展開を概観した。

次に、内モンゴルの歴史的環境保全の展開と現状を概観した上で、内モンゴルの名鎮名村の3つのケーススタディーの現行の保護手法を把握し、特徴と課題を明らかにした。さらに、中国のモデル事例との比較分析を通じた内モンゴル名鎮名村への提案することができた。具体的には、名鎮名村の価値特徴と現状問題の把握、保護内容、保護措置と保護体系から提案した。

(2) 今後の研究課題

一つ目に、本論文の名鎮名村のケーススタディーについて、保護計画の実践状況や関連計画を把握することが望まれる。

二つ目に、内モンゴルの名鎮名村を全体的に把握するために、本論文以外の歴史文化名鎮名村-庫倫鎮、博克図鎮、歴史文化名村-五当召村、美岱召村について追加調査が必要であると考えられる。

謝辞

【謝辞】

本研究を進めるにあたっては、多くの方のご指導、ご協力を賜りました。

三重大学工学研究科建築学専攻教授 浅野聡先生には、本研究を進めるにあたって、大変貴重なご意見とご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

本研究を行うにあたり調査や資料の提供等でご協力頂きました、内モンゴル自治区の地方政府の皆様に、記して感謝の意を申し上げます。

その他、多くの方々のご協力によって、この修士論文を完成させることができました。改めてここに感謝を申し上げます。

最後に、これまでの私の日本での大学院生活を応援し、支えてくれた家族に心から感謝いたします。

参考文献

【日本の参考文献】

- 1) 中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保護制度に関する研究：名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題/葉華, 浅野聡, 戸沼幸市/1997
- 2) 中国における「歴史文化名鎮名村」保護制度の展開とモデル計画事例に関する考察—1980年以降の「面」的保護に着目して—/馮旭, 山崎寿一/2013
- 3) 中国西南地方における歴史文化村鎮の空間構造と保護手法に関する研究/神戸大学博士論文/馮旭/2014

【中国の参考文献】

- 1) 歴史文化名城保護理論於保護規劃/同濟大学出版社/阮義三/1999
- 2) 我國歷史文化名城名鎮名村保護的回顧和展望/建築學報/趙勇, 唐渭榮, 龍麗民, 王兆芳/2001
- 3) 中國歷史文化名鎮名村保護理論與方法/中國建築工業出版社/趙勇/2008
- 4) 理想空間 41: 歷史文化村鎮保護規劃與實踐/同濟大学出版社/邵勇/2010
- 5) 護城蹤錄/同濟大學出版社/阮義三/2001
- 6) 千年古鎮的前世今生—昆山周莊歷史文化名鎮保護規劃紀實/江蘇建設/吳蔚, 胡海波, 崔晗/2016